

平成 26 年度文部科学省委託事業

「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」

**公共スポーツ施設における障害者の利用促進・
安全確保に関する調査研究**

報 告 書

平成 27 年 3 月

特定非営利活動法人 S T A N D

目 次

はじめに	1
I. 事業概要	2
1. 事業の目的	3
2. 事業の実施体制	4
3. 調査概要	6
II. 調査結果	8
1. 職員の状況	9
1-1. 職員配置人数	
1-2. 職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関する資格	
2. 施設利用時の手続き・確認事項	11
2-1. 障害者が「個人利用」する場合（初回利用時）の手続き・確認事項	
2-2. 障害者が「団体利用」する場合の手続き・確認事項	
3. 障害者の利用状況	13
3-1. 障害者の利用者数の状況	
3-2. 障害者の利用をやむを得ず断った事例	
4. 安全な利用に関わるマニュアルの作成状況	17
5. 障害者の利用促進や安全確保に資する設備	18
6. 講習会等の実施状況	19
6-1. 職員の講習会の実施状況	
6-2. 職員向けの救急講習の定期的実施状況	
7. 障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項	21
8. 1～7以外に施設で実施している障害者の安全な利用への対応策	22
9. 事故事例	24
○ ヒアリング調査結果(事例調査)	26
III. まとめと考察	60
IV. 参考資料	66
【参考資料1】 調査回答施設の概要	
【参考資料2】 参考文献	
【参考資料3】 質問紙調査票及びヒアリング調査票	
【参考資料4】 障害者スポーツ施設(障害者専用・優先施設)一覧	

はじめに

2011年に障害者のスポーツを推進することを明記したスポーツ基本法が施行され、2014年4月、障害者の地域スポーツ及び競技スポーツは厚生労働省から文部科学省へ移管された。こうした政策変遷の影響を受け、障害者のスポーツは、公共の地域スポーツ施設においても利用促進がより積極的に推進されるようになった。

そこで本報告では、障害者の地域スポーツ施設の利用を促進するにあたり、地域スポーツ施設及び参考とされるべき障害者スポーツ施設の安全面での確保はどのような状況にあるのかなどについて調査を行うこととした。これは利用する障害者側も、利用拡充を図る地域スポーツ施設側においても、安全を確保することにより、障害者の利用促進への不安を少しでも解消することができるのではないかと考えたからである。

2016年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が全面的に施行される。2012年に開催されたロンドンパラリンピック競技大会を成功させた英国においても、障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act：1995年施行、2004年改正）及び2010年平等法（Equality Act）を機に障害者の地域スポーツ施設やクラブの利用を活性化させてきた歴史的経緯がある。我が国も、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会開催に向け、同組織委員会が「あらゆる多様性を肯定し、真の共生社会を実現する」とのスローガンを掲げ、多様性の促進に向けた取り組みを始めた。多様性の促進を謳う我が国において、地域スポーツ施設における障害者の利用拡充への取り組みは重要な視座であると言える。

本稿は、公共の地域スポーツ施設及び障害者スポーツ施設を対象とし、障害者の利用促進と安全確保に着目した初めての調査結果である。これを機に、障害者の利用が促進され、その安全確保が図られることにより、我が国の障害者の地域スポーツ活動が活性化されることを切に期待したい。

桐蔭横浜大学
スポーツ健康政策学部
准教授 田中暢子

I. 事業概要

I. 事業概要

1. 事業の目的

障害者がスポーツに参加する際、障害の種類や程度に応じて安全面での特別の配慮を必要とする場合がある。このことが、スポーツ指導者やボランティアの障害者スポーツへの参画や、障害のある者とない者が共にスポーツ活動を行う上での障壁となっている。

そこで、これに伴う不安を解消し、地域において障害者のスポーツ参加を安全かつ円滑に進めることができる環境の整備や障害者のスポーツ参加機会の拡充に資するよう、障害者がスポーツに参加する際の安全確保方策に関する調査研究を実施した。

2. 事業の実施体制

障害者スポーツに関わる関係団体や有識者等で構成される「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」協力者会議（以下「協力者会議」という。）及び作業部会を設置した。そして、本調査研究を進めるにあたり 3 回の協力者会議及び 5 回の作業部会を開催した。

なお、作業部会は、座長、副座長の他に座長の任命により任命された 3 名の委員を加え、5 名により構成された部会である。

2-1. 実施体制

(1) 委員

座長	田中 暢子	桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部 准教授 一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会 アドバイザー
副座長	吉田 勝光	桐蔭横浜大学 スポーツ健康政策学部 教授 日本スポーツ法学会 事故判例研究専門委員会 委員長
作業部会	澁谷 茂樹	公益財団法人 笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員
	増田 和茂	兵庫県立障害者スポーツ交流館 専門員
	水原 由明	公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部長
委員	植田 敏郎	東京都障害者スポーツ指導員協議会 副会長
	佐藤 広之	独立行政法人 国立病院機構 東京病院 リハビリテーション科専門医 医学博士
	泉水 福生	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本 総務チーム リーダー
	初瀬 勇輔	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会 理事
	山川 比登美	公益社団法人 東京都障害者総合スポーツセンター スポーツ支援室 健康スポーツ相談 主査

* 敬称略

(2) 事務局

特定非営利活動法人 S T A N D

2-2. 協力者会議の開催

- (1) 第1回協力者会議
委員:8名
期日:2014年8月6日(水)18:30~20:00
会場:国立オリンピック記念青少年総合センター会議室
- (2) 第2回協力者会議
委員:9名
期日:2015年3月2日(月)13:00~17:00
会場:国立オリンピック記念青少年総合センター会議室
- (3) 第3回協力者会議
委員:9名
期日:2015年3月18日(水)15:00~17:00
会場:国立オリンピック記念青少年総合センター会議室

2-3. 作業部会の開催

- (1) 第1回作業部会
委員:3名
期日:2014年8月22日(金)17:30~19:30
会場:桐蔭横浜大学研究室
- (2) 第2回作業部会
委員:3名
期日:2014年9月24日(水)13:30~15:30
会場:目黒区立中央体育館会議室
- (3) 第3回作業部会
委員:3名
期日:2014年10月15日(水)10:00~14:00
会場:桐蔭横浜大学研究室
- (4) 第4回作業部会
委員:5名
期日:2014年10月22日(水)18:30~20:00
会場:日本障がい者スポーツ協会会議室
- (5) 第5回作業部会
委員:2名
期日:2014年12月15日(月)13:00~15:00
会場:桐蔭横浜大学研究室

3. 調査概要

3-1. 調査目的

本調査は、地域における公共のスポーツ施設の利用を安全かつ円滑に進めることができる環境の整備、ひいては障害者のスポーツ参加機会の拡充に資することを目的とする。

3-2. 調査方法・対象

(1) 質問紙調査（郵送による回答）

①地域スポーツ施設 24 施設【回答数：20 施設（回収率 83.3%）】

*全国障害者スポーツ大会が開催された施設(予定されている施設を含む)、ブロック大会が開催された施設又は障害者の利用がある体育館・プール等が設置されている施設から、地域のバランスを考慮して抽出した。

②障害者スポーツ施設 36 施設【回答数：24 施設（回収率 66.7%）】

*障害者スポーツセンター協議会の加盟の施設、身体障害者福祉センターA型又は体育館・プール等が設置されている施設から、地域のバランスを考慮して抽出した。

(2) ヒアリング調査

①地域スポーツ施設：4 施設、②障害者スポーツ施設：7 施設

*ヒアリング調査の対象は、質問調査対象スポーツ施設の中から、特徴的な取組や先進事例を有する施設の他、規模や沿革、地域等の違いを比べやすい施設を、バランスを考慮して抽出した。

3-3. 調査実施期間

質問紙調査及びヒアリング調査 2014 年 12 月～2015 年 1 月

3-4. 調査内容

- ・障害者が施設を利用する際の手続き・確認事項
- ・障害者の利用状況
- ・障害者の利用促進や安全確保に資する設備
- ・安全な利用に関わるマニュアルの作成状況
- ・安全確保のための講習会等の状況
- ・障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項
- ・事故事例
- ・施設で実施している障害者の安全な利用への対応策
- ・職員の状況 等

* 本調査研究におけるスポーツ施設の定義

1. 地域スポーツ施設

スポーツやレクリエーションの振興を目的として、都道府県や市区町村は体育館、プール、陸上競技場等、様々なスポーツ施設を設置している。本調査研究では、地方自治体が設置し、住民が日常的にスポーツ活動の拠点としている施設を「地域スポーツ施設」と定義した。

2. 障害者スポーツ施設

都道府県と一部の市区町村では、障害者が専用する施設又は障害者が優先的に利用できる施設を設置している。本調査研究では、これらの専用施設及び優先施設を合わせて「障害者スポーツ施設」と定義した。なお、平成 24 年度文部科学省委託調査*によると、障害者スポーツ施設は全国に 114 か所ある。

*平成 24 年度文部科学省委託事業 「健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）」

II. 調查結果

Ⅱ. 調査結果

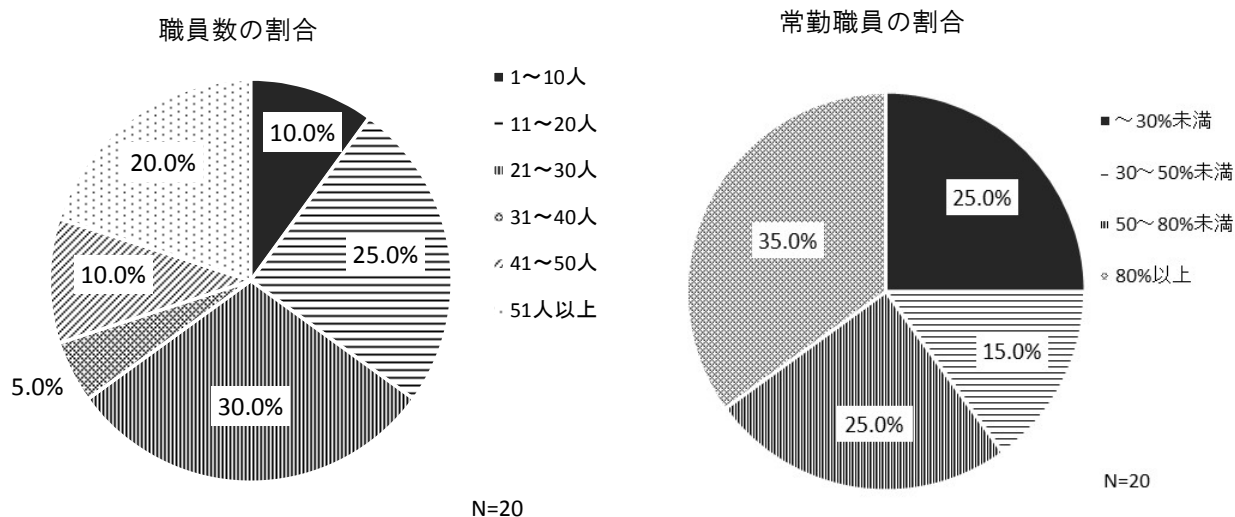
1. 職員の状況

1-1. 職員配置人数

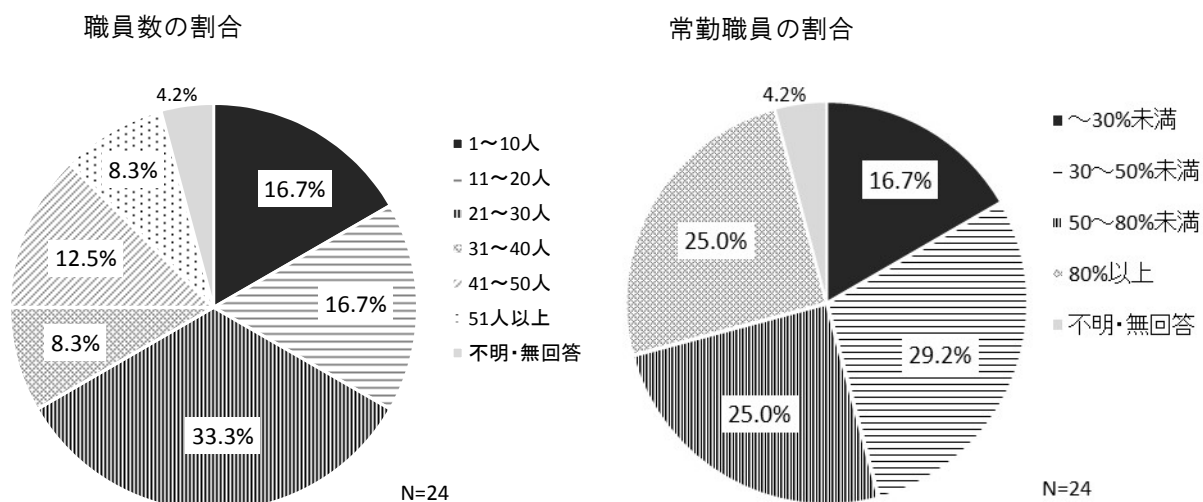
- 地域スポーツ施設の職員数(非常勤を含む。)の平均は 37 人であり、「21～30 人」の施設 30% (6 か所) が最も多かった。そのうち常勤職員の割合が半数を超える施設は、60% (12 か所) であった。(職員数は施設規模による)
- 障害者スポーツ施設の職員数(非常勤を含む。)の平均は 31 人であり、「21～30 人」の施設 33% (8 か所) が最も多かった。そのうち常勤職員の割合が半数を超える施設は、50% (12 か所) であった。

図表 1-1 職員数及び常勤職員の割合

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>

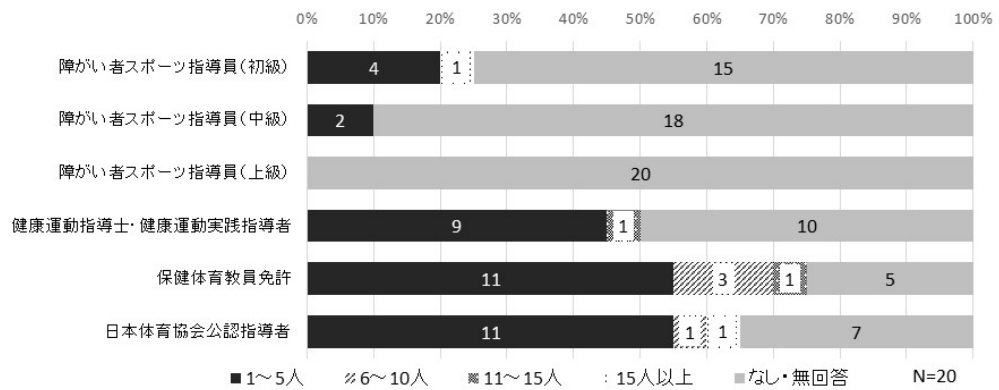


1-2. 職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関する資格

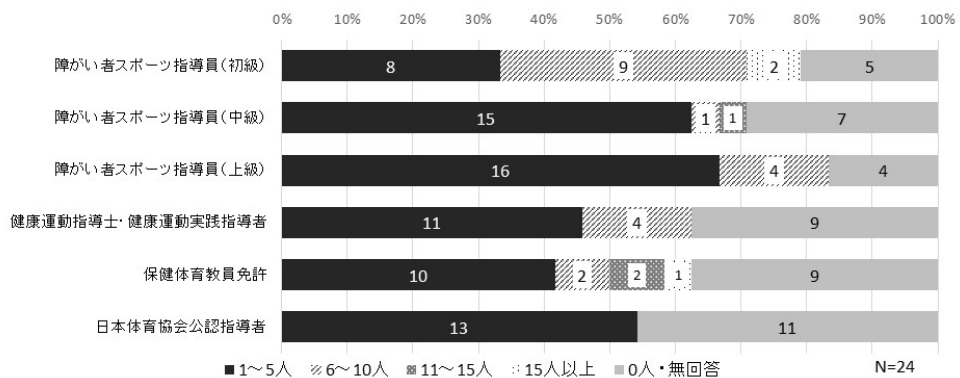
- 地域スポーツ施設では、「障がい者スポーツ指導員（初級）」を有する施設は25%（5 か所）、「障がい者スポーツ指導員（中級）」を有する施設は10%（2 か所）、「障がい者スポーツ指導員（上級）」を有する施設はない。そのような中、「障がい者スポーツ指導員（初級）」の資格を18人が有している施設もあった。
- 障害者スポーツ施設では、「障がい者スポーツ指導員（初級）」を有する施設は79%（19 か所）、「障がい者スポーツ指導員（中級）」を有する施設は71%（17 か所）、「障がい者スポーツ指導員（上級）」を有する施設は83%（20 か所）であった。

図表 1-2 職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関する資格

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>



2. 施設利用時の手続き・確認事項

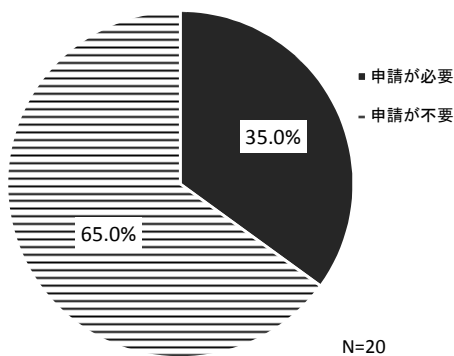
2-1. 障害者が「個人利用」する場合（初回利用時）の手続き・確認事項

- 地域スポーツ施設は、35%の施設（7 か所）が、「障害種別や程度等の申請」が必要と回答した。具体的な手続き・確認事項は、「障害者手帳の提示」（12 か所）が最も多かった。
- 障害者スポーツ施設は、83%の施設（20 か所）が、個人の初回時の利用申請に際し、「障害種別や程度等の申請」が必要と回答した。具体的な手続き・確認事項は、「障害者手帳の提示」（20 か所）が最も多く、次いで「既往症の確認」（11 か所）であった。また、「その他」として（発作の有無）、（緊急時連絡先等）の回答があった。

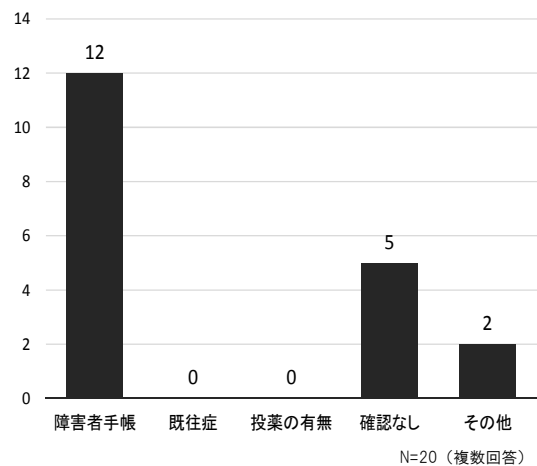
図表 2-1 障害者の個人利用初回時の手続き・確認事項

<地域スポーツ施設>

障害者の個人利用初回申請の有無

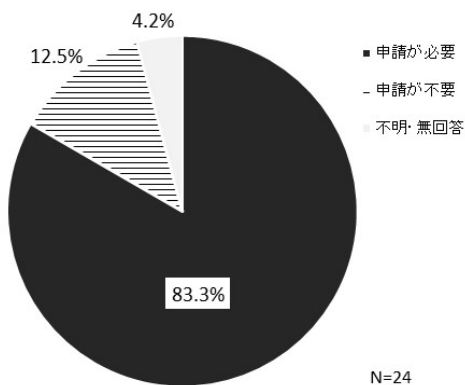


(施設数) 障害者の個人利用初回手続き・確認事項

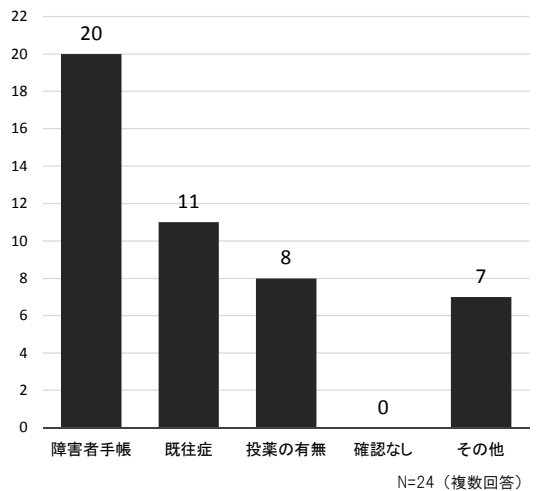


<障害者スポーツ施設>

障害者の個人利用初回申請の有無



(施設数) 障害者の個人利用初回手続き・確認事項



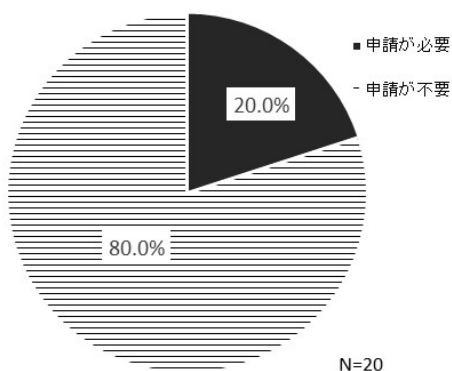
2-2. 障害者が「団体利用」する場合の手続き・確認事項

- 地域スポーツ施設は、20%の施設（4 か所）が、「障害種別や程度等の申請が必要」と回答した。具体的な手続き・確認事項としては、「確認していない」（8 か所）が最も多く、次に「障害者手帳の提示」（5 か所）であった。「その他」の回答は、「減免申請書の提出」、「団体の確認」等があった。
- 障害者スポーツ施設は、50%の施設（12 か所）が、団体の利用申請に際し、「障害種別や程度などの申請」が必要と回答した。具体的な手続き・確認事項は、「障害者手帳の提示」（8 か所）が多かった。「その他」の回答は、(団体の活動に関する資料)、(利用する障害者の人数や障害の程度が分かる資料等)、(利用者名簿の提出)等があった。

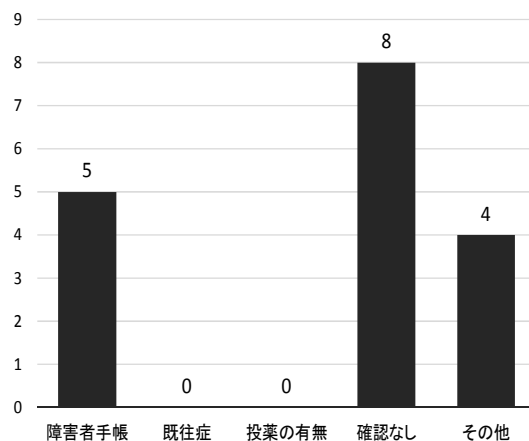
図表 2-2 障害者の団体利用時の手続き・確認事項

<地域スポーツ施設>

障害者の団体利用申請の有無

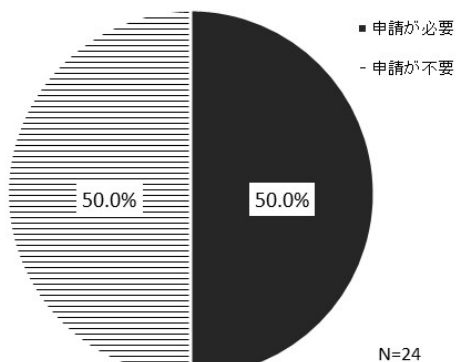


(施設数) 障害者の団体利用手続き・確認事項

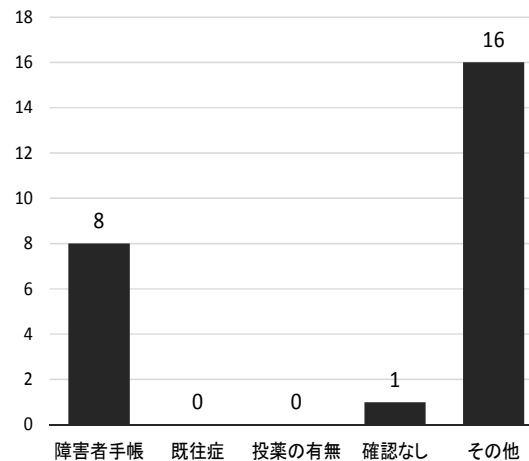


<障害者スポーツ施設>

障害者の団体利用申請の有無



(施設数) 障害者の団体利用手続き・確認事項



3. 障害者の利用状況

3-1. 障害者の利用者数の状況

- 地域スポーツ施設は、障害者の利用が以前に比べて「増えている」と回答した施設が55%の施設(11か所)、「増えていない」と回答した施設が35%(7か所)であった。

「増えている理由」は、「減免制度がある」(7か所)が最も多く、次いで「スポーツ団体との連携」(5か所)、「社会福祉団体との連携」(4か所)であった。

「増えていない理由」は、「障害者向けのプログラムがない」(6か所)が最も多く、次いで「設備がバリアフリーになっていない」(3か所)であった。

- 障害者スポーツ施設は、障害者の利用が以前に比べて「増えている」と回答した施設が54%(13か所)、「増えていない」と回答した施設が46%(11か所)であった。

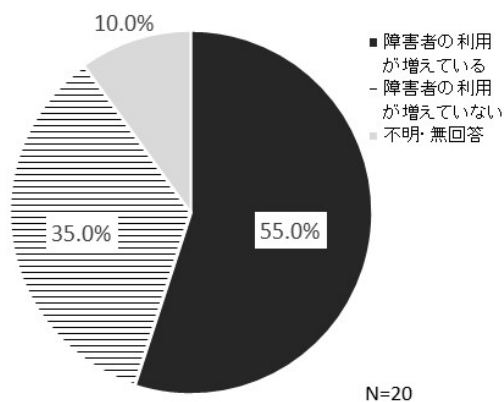
「増えている理由」は、「障害者向けのプログラムがある」(11か所)が最も多く、次いで「設備がバリアフリーになっている」(10か所)、「減免制度がある」(10か所)であった。

「増えていない理由」は、「利用者が来ない」(4か所)が最も多く、次いで「広報活動が十分ではない」(2か所)、「利用者への理解促進が図れていない」(2か所)であった。また、「その他」の回答として、「施設・整備の老朽化」、「交通アクセスの問題」、「障害者ニーズの多様化」等があった。

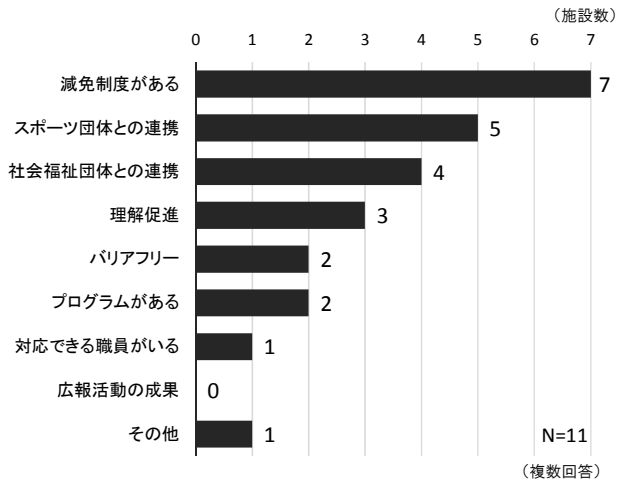
図表3-1 障害者の利用者数の状況

<地域スポーツ施設>

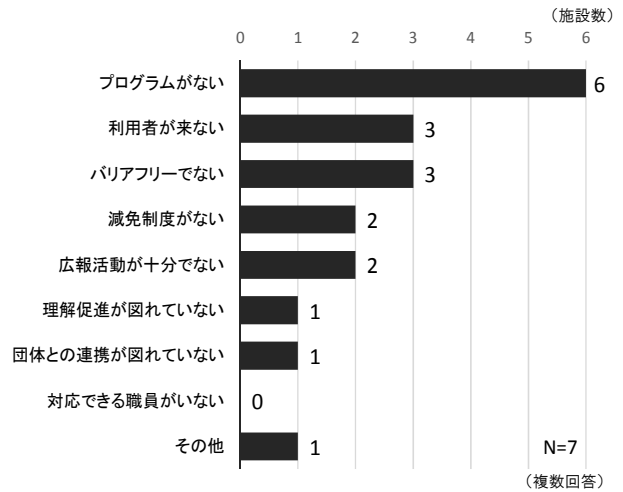
障害者の利用者数



障害者の利用が増えている理由

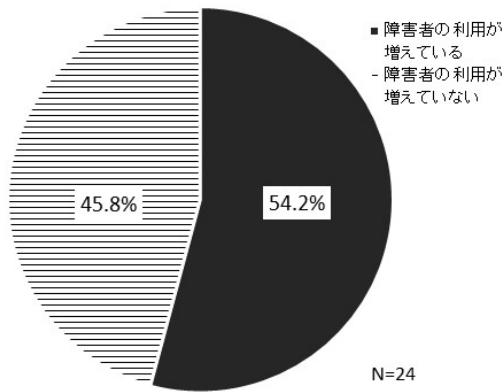


障害者の利用が増えていない理由

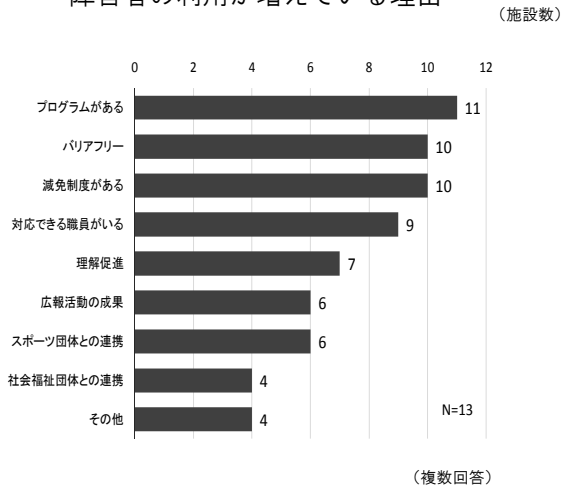


<障害者スポーツ施設>

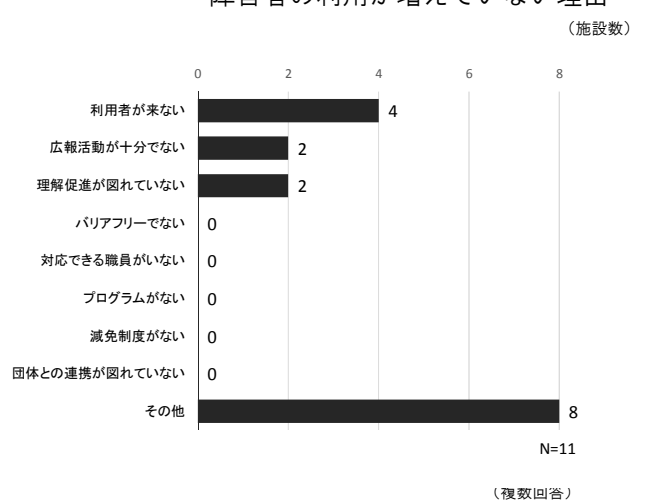
障害者の利用者数



障害者の利用が増えている理由



障害者の利用が増えていない理由



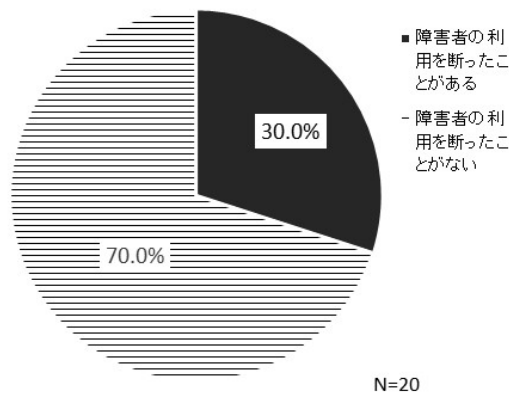
3-2. 障害者の利用をやむを得ず断った事例

- 地域スポーツ施設において、障害者の利用をやむを得ず断った*ことが「ある」と回答した施設は30%（6か所）であった。断った利用形態は、「団体利用」（1か所）に対し、「個人利用」（5か所）が多かった。断った理由は、「介助者がいない」（3か所）、「安全確保が出来ない」（2か所）であった。「その他」の回答としては、「施設・設備が整っていない」等があった。
- 障害者スポーツ施設において、障害者の利用をやむを得ず断ったことが「ある」と回答した施設は38%（9か所）であった。断った利用形態は、「団体利用」（2か所）に対し、「個人利用」（9か所）が多かった。断った理由は、「介助者がいない」（5か所）が最も多く、次いで「安全確保ができない」（4か所）であった。「その他」の回答としては、「通院中」等があった。

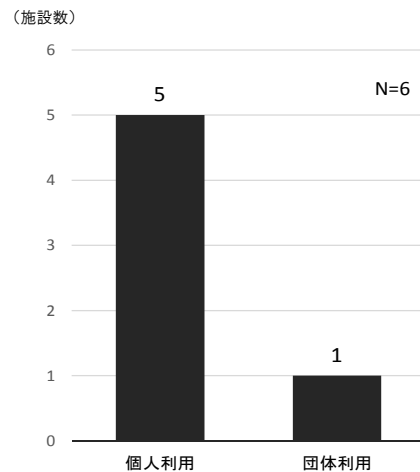
図表3-2 障害者の利用をやむを得ず断った事例

<地域スポーツ施設>

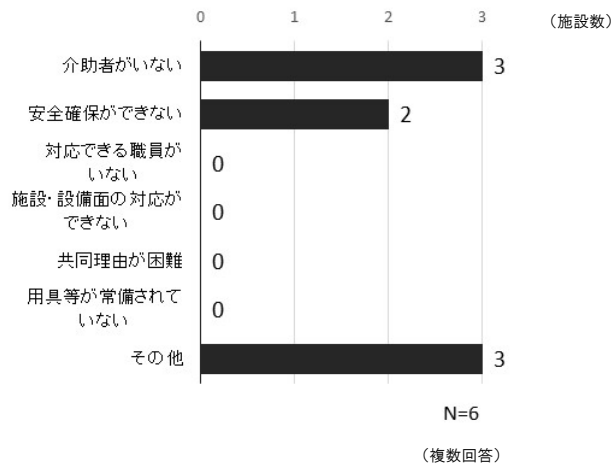
障害者の利用をやむを得ず断った事例の有無



障害者の利用をやむを得ず断った利用形態

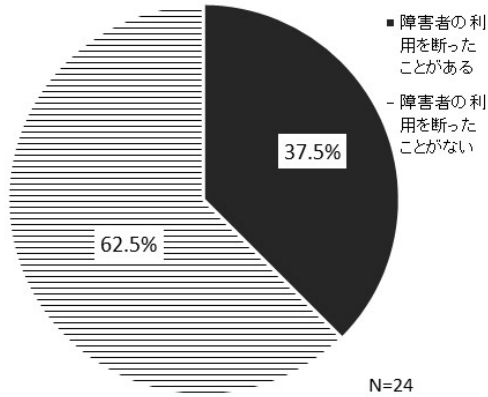


障害者の利用をやむを得ず断った理由

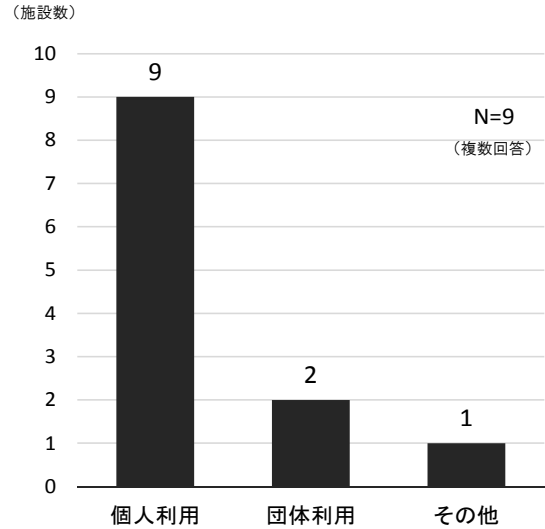


<障害者スポーツ施設>

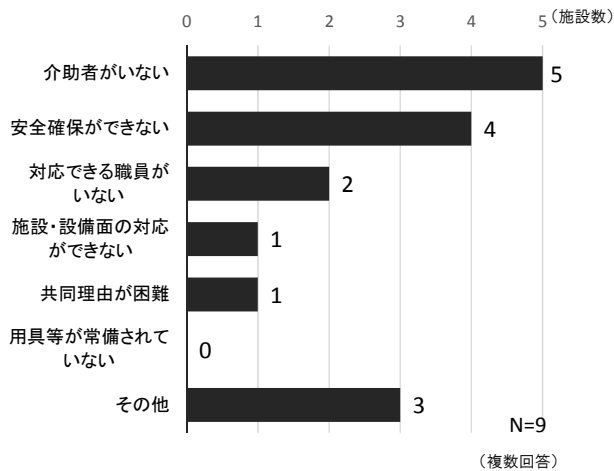
障害者の利用をやむを得ず断った事例の有無



障害者の利用をやむを得ず断った利用形態



障害者の利用をやむを得ず断った理由



*本調査で障害者の利用をやむを得ず断ったことが「ある」と答えた施設は、「介助者がいない」、「安全確保ができない」等を挙げていた。これらは単に、障害を理由としたものではない。

4. 安全な利用に関わるマニュアルの作成状況

○ 地域スポーツ施設は、75%の施設（15 か所）が、安全な利用に関わる「マニュアルがある」と回答した。

「マニュアルがある」と回答した施設のうち、「障害別の特性を考慮した項目がある」と回答した施設は20%（3 か所）であった。

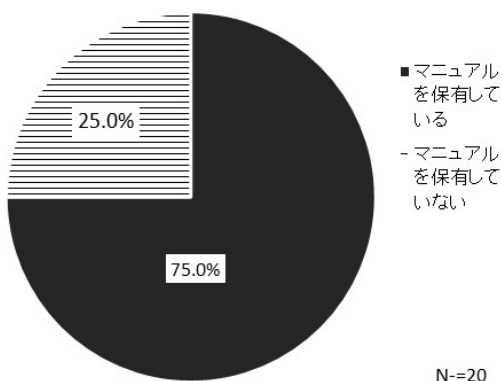
○ 障害者スポーツ施設は、83%の施設（20 か所）が、安全な利用に関わる「マニュアルがある」と回答した。

「マニュアルがある」と回答した施設のうち、「障害別の特性を考慮した項目がある」と回答した施設は55%（11 か所）であった。

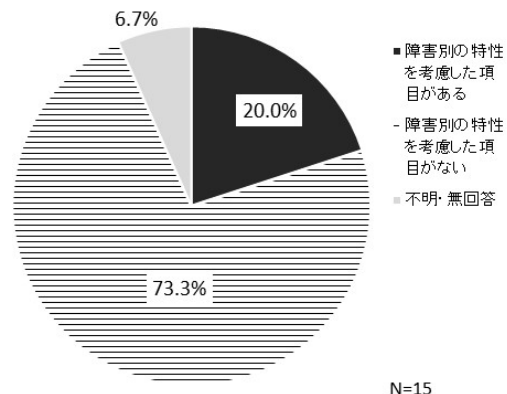
図表4-1 安全な利用に関わるマニュアルの作成状況

<地域スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無

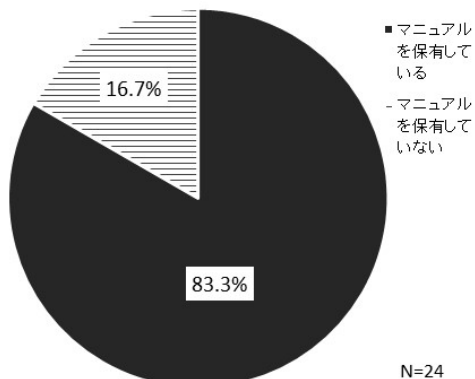


マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無

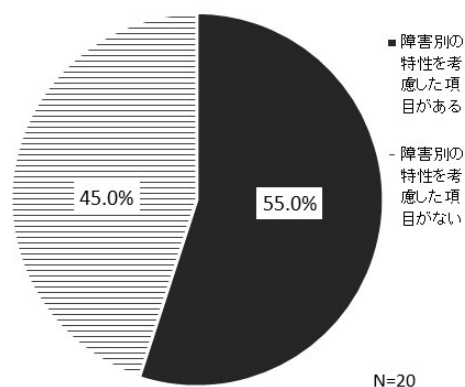


<障害者スポーツ施設>

安全な利用に関わるマニュアルの有無



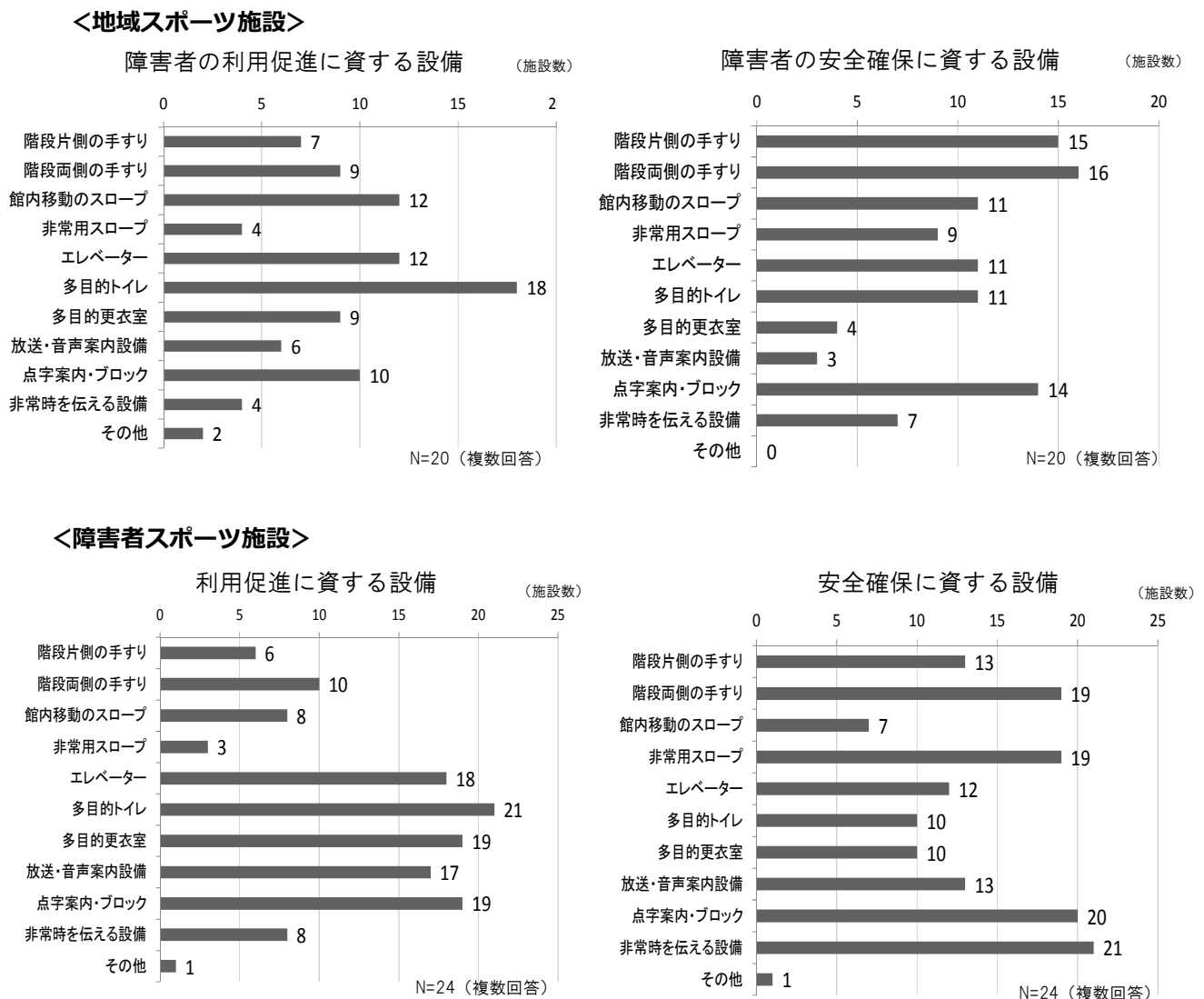
マニュアルに障害別の特性を考慮した項目の有無



5. 障害者の利用促進や安全確保に資する設備

- 地域スポーツ施設は、障害者の「利用促進」に資する設備として、「多目的トイレ」(18 か所) を挙げた施設が最も多く、次いで「館内移動のスロープ」(12 か所)、「エレベーター」(12 か所) であった。「安全確保」に資する設備は、「階段両側の手すり」(16 か所) が最も多く、次いで「階段片側の手すり」(15 か所)、「点字案内・ブロック」(14 か所) であった。
- 障害者スポーツ施設は、障害者の「利用促進」に資する設備として、「多目的トイレ」(21 か所) を挙げた施設が最も多く、次いで「多目的更衣室」(19 か所)、「点字案内・ブロック」(19 か所)、「エレベーター」(18 か所)、「放送・音声案内設備」(17 か所) であった。「安全確保」に資する設備は、「非常時を伝える設備」(21 か所) が最も多く、次いで「点字案内・ブロック」(20 か所)、「階段両側の手すり」(19 か所)、「非常用スロープ」(19 か所) であった。

図表5-1 障害者の利用促進や安全確保に資する設備



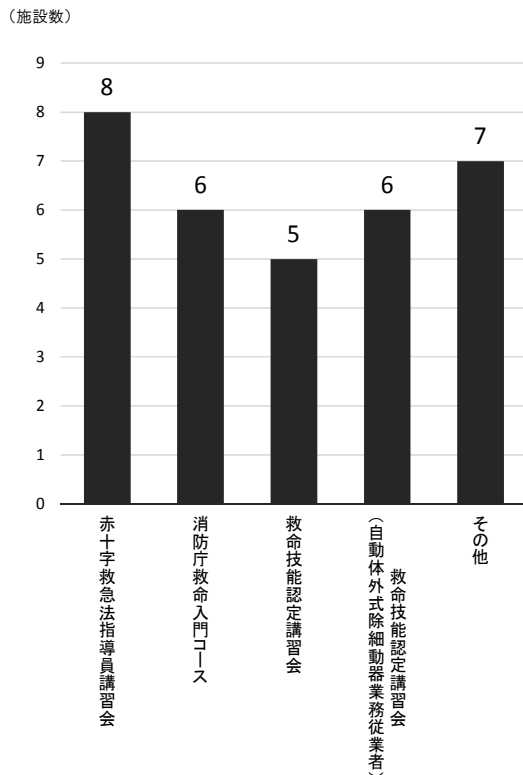
6. 講習会等の実施状況

6-1. 職員の講習会の実施状況

- 地域スポーツ施設において、職員が受講している安全確保のための講習会は、「赤十字救急法指導員講習会」(8か所)が最も多く、次いで、「消防庁救命入門コース」(6か所)、「救命技能認定講習会(自動体外式除細動器業務従事者)」(6か所)であった。また、「その他」は、(普通救命講習会)、(救急特別ステーション認定)、(日本体育施設協会スポーツ救急手当)等があった。
- 障害者スポーツ施設において、職員が受講している安全確保のための講習会は、「赤十字救急法指導員講習会」(10か所)が最も多く、次いで「救命技能認定講習会(自動体外式除細動器業務従事者)」(9か所)、「消防庁救命入門コース」(8か所)であった。また、「その他」は、(普通救命講習会)、(応急手当普及員)、(救急対応技術練習)等があった。

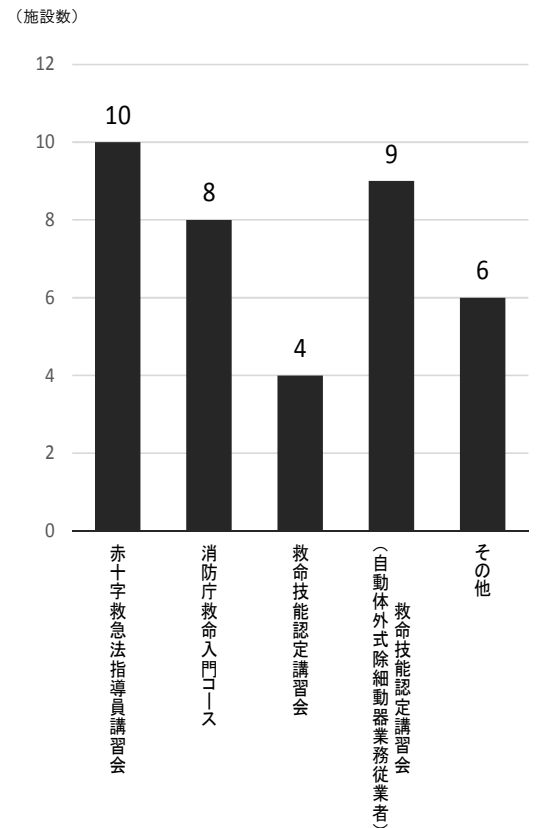
図表6-1 職員向けの安全確保のための講習会の実施状況

<地域スポーツ施設>



N=20 (複数回答)

<障害者スポーツ施設>



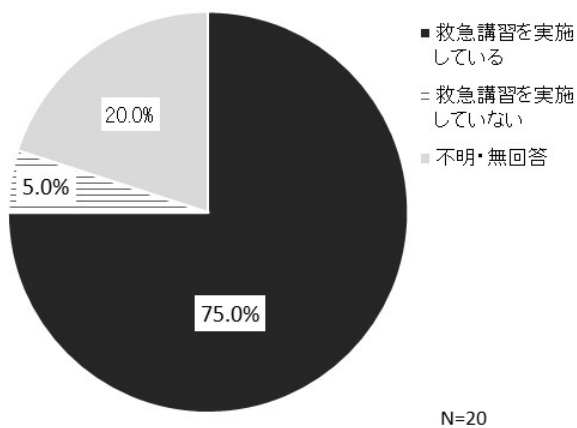
N=24 (複数回答)

6-2. 職員向けの救急講習の定期的実施状況

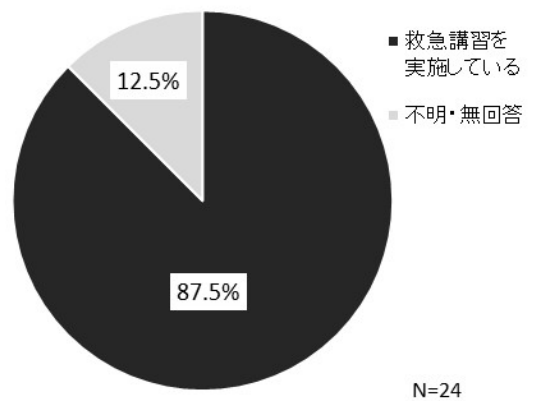
- 地域スポーツ施設は、75%の施設（15 か所）が、職員向けの救急講習を「定期的実施している」と回答した。なお、「定期的実施していない」と回答した施設が5%（1 か所）あり、その他の施設は、「不明」又は「無回答」であった。
- 障害者スポーツ施設は、88%の施設（21 か所）が、職員向けの救急講習を「定期的実施している」と回答した。なお、その他の施設は、「不明」又は「無回答」であった。

図表 6-2 職員向けの救急講習の実施状況

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>

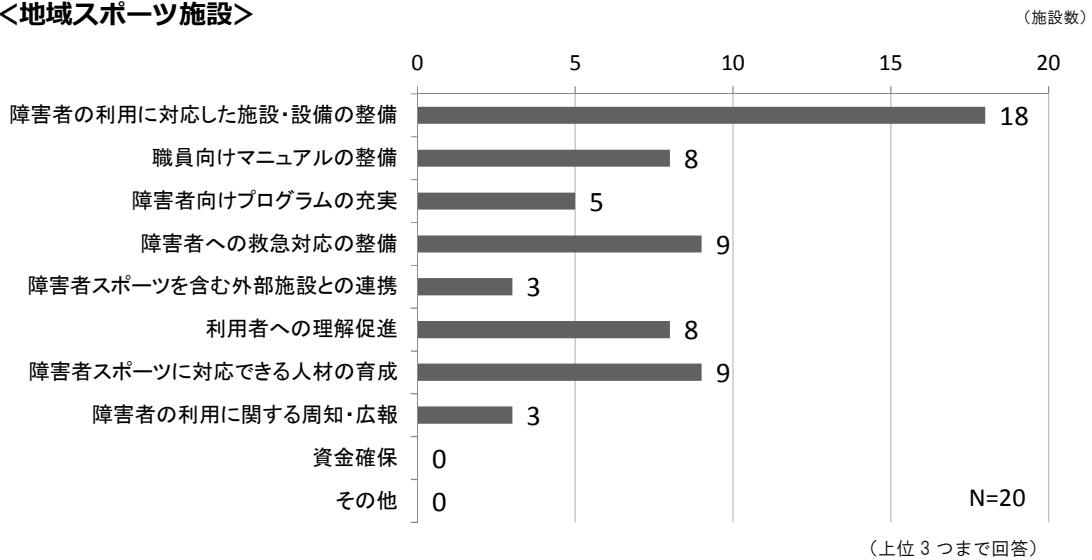


7. 障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項

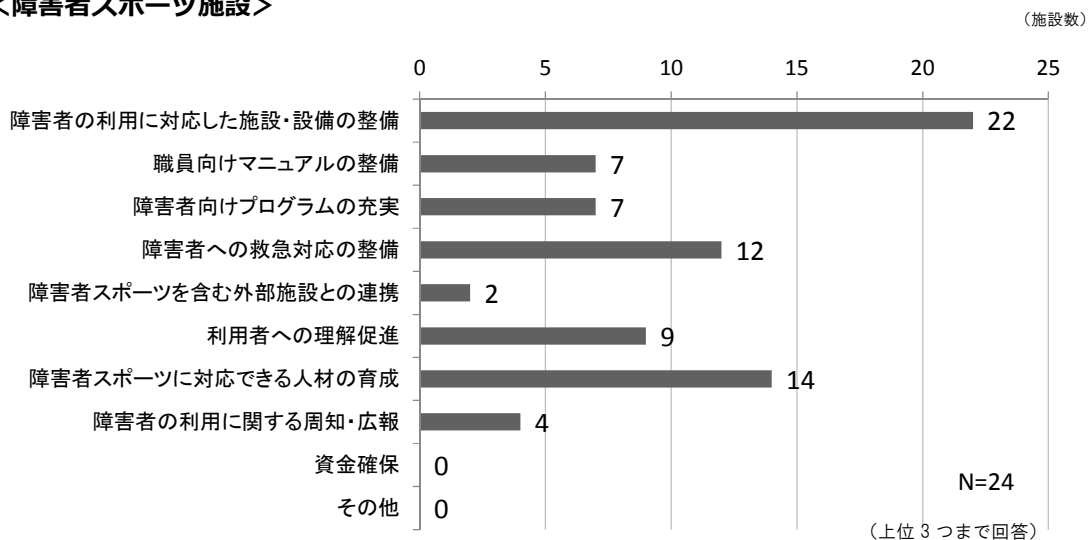
- 地域スポーツ施設において、障害者が安全に利用するために特に大切と考えることは、「障害者の利用に対応した施設・設備の整備」(18 か所)が最も多い。次いで「障害者への救急対応の整備」(9 か所)、「障害者スポーツに対応できる人材の育成」(9 か所)であった。
- 障害者スポーツ施設において、障害者が安全に利用するために特に大切と考えることは、「障害者の利用に対応した施設・設備の整備」(22 か所)が最も多い。次いで「障害者スポーツに対応できる人材の育成」(14 か所)、「障害者への救急対応の整備」(12 か所)であった。

図表 7 - 1 障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項

<地域スポーツ施設>



<障害者スポーツ施設>



8. 1～7以外に施設で実施している障害者の安全な利用への対応策

(自由記述)

<地域スポーツ施設>

[ハード面での対応]

- ・エレベーターの設置がなく、2階観客席へ車椅子で上がることができないため、車椅子での観戦希望者には、主催者の許可を得てフロアでの観戦としている。
- ・県では、障害者団体等からの意見を聴きながら施設の改修を進めており、障害者が利用しやすい施設の整備に取り組んでいる。

[ソフト面での対応]

- ・介助者に事故予防を喚起している。
- ・スタッフ向けに手話の研修をしている。
- ・多様な障害に対応するために接遇研修を定期的実施している。
- ・障害者を対象とした事業には、障害者団体、県障害者体育協会、県障がい者スポーツ指導者協議会などの団体と連携して実施している。

＜障害者スポーツ施設＞

〔ハード面での対応〕

- ・プール利用において、時間帯区分による視覚障害者専用コースを設置している。
- ・プールの1コースを歩行専用コースとして利用し、他に1コースを視覚障害者専用コースとして利用する。
- ・視覚障害者のプール利用時は、1コースを優先している。
- ・プール更衣室や廊下は、水滴で滑らないようにモップ掛けを実施する。
- ・トイレ、更衣室、シャワー室等に呼び出しボタン（非常ボタン）を設置している。
- ・水分不足による体調不良を予防する目的で、プールサイドへのスポーツドリンク持ち込みを許可している。
- ・監視モニターカメラによる安全管理を行っている。

〔ソフト面での対応〕

- ・月1回の防災訓練を実施している。
- ・月1回の水難訓練を実施している。
- ・年2回の避難訓練を実施している。
- ・専門家による研修を実施している。
- ・車椅子利用者等のプール入退水介助研修を行っている。
- ・視覚障害者の手引き研修を行っている。
- ・医療・福祉職との連携により、障害特性に対応したスポーツや文化活動の指導支援を行っている。
- ・指導員による安全管理を徹底している。
- ・トレーニング室利用者への血圧測定を行っている。
- ・個人利用から教室利用に変更を促している。
- ・初回利用者には、施設案内と利用案内をしている。

9. 事故事例

<地域スポーツ施設>

今回の調査では、地域スポーツ施設からの事故事例(重大事故に成り得る事例を含む。)の報告はなかった。

<障害者スポーツ施設>

(自由記述)

	発生場所	当事者	発生状況	内容	原因	事故後の対応
1	施設内	視覚障害者と高齢者	誘導ブロックによる歩行移動中	往来する際に危なく衝突しそうになった	高齢者の認識不足(誘導ブロック設置理由を知らない)	障害者への施設設備や障害の特性を利用者に知らせる表記や説明をする
2	施設内	下肢障害者(ロフトランド杖*を両腕使用) 60代	プール利用後、更衣室へ向かう途中	転倒	床の濡れと杖先が濡れていたため	スタッフが定期的にモップ掛け及びフロアマットの交換を行う
3	体育館	脳性まひ 20代	夜間に、アーチェリーワンポイントレッスンを行った後、後片づけをしていた時	的台が前方に倒れて下敷きとなった	利用者が防矢ネット昇降操作した際にネットが的台にひっかかったため	防矢ネット昇降操作は、職員が行う
4	トレーニング室	脳血管障害 60代	夜間のトレーニング中に「滑車重錘運動器」を握ろうとした時	転倒して右側頭部を強打し流血	バランスを崩したため	平衡機能の悪い利用者には、必ず対応する
5	トレーニング室	知的障害	自転車エルゴメータの使用時	後方に転倒し意識不明	体調不良とてんかん発作が起きたため	初回利用時の障害と個人の既往歴把握、また、利用時の体調把握などを徹底する

	発生場所	当事者	発生状況	内容	原因	事故後の対応
6	プール	知的障害 20代	更衣室で更衣中	更衣台より落下、 頭部打撲した	利用者の行動と 介護者の安全管 理が不足してい たため	更衣台を低めに変 更。団体利用の介助 者への指導
7	プール	脳性まひ	水泳大会の昼食 時間帯	練習をしていて おぼれかけた	てんかん発作が 起きた	通常利用時と違う 「大会」の監視体制 を再考し、マニユア ル化する
8	プール	精神障害 女性	遊泳中	相手が追い越す 際に、接触されそ うになった	泳力に応じたコー スが設定されてい なかつたため	泳力に応じたコース 設定、追い越し禁止 のルール化や利用者 間の認知を促すこと などで接触事故は予 防できる
9	プール	知的障害 20代 男性	遊泳中	溺水した	てんかん発作と 介護者及び監視 体制行動が遅れ た	てんかん症状を有す る利用者には、注視 監視体制を強化し、 てんかん発作時の即 時行動対応能力をつ ける
10	プール	精神障害 30 代男性と 肢体不自由 60代男性	遊泳中	ターン時に接触	ターン時に一方 が追い抜こうと していたため	追い抜き禁止とする か否かを検討中
11	プール	片大腿切断 の高齢者男 性	遊泳中	脳梗塞を起こし た	既往症として高 血圧であったた め	従来のマニユアルに 従って対応
12	アーチェ リー場	被害なし	アーチェリーク ラブ会員が練習 中	防矢ネットを越 えて、外へ矢が飛 んだ	サイト（照準器） の調整ミス	アーチェリー場利用 マニユアルに注意事 項を追記し、防矢ネ ットを増設した

*ロフストランド杖：前腕部支持型杖とも呼ばれ、腕に装着して使用する片手用の杖。

○ ヒアリング調査結果(事例調査)

○地域スポーツ施設	・ ・ ・ ・ ・	P 2 7
△障害者優先のスポーツ施設	・ ・ ・ ・ ・	P 3 7
□障害者優先のスポーツ施設 (サテライト方式)	・ ・ ・	P 5 1
◇障害者専用のスポーツ施設	・ ・ ・ ・ ・	P 5 4

○地域スポーツ施設

施設名		愛媛県総合運動公園	
所在地		愛媛県松山市上野町乙 46 番地	
施設の開設年・月		1980 年 5 月	
施設概要		<p>設置目的：愛媛県が県民のスポーツ振興を図るとともに幅広いレクリエーション活動に参加できるようにするため、1972 年度から松山広域都市計画事業として、霊峰石鎚連峰と美しい自然を背景にした丘陵地にスポーツ施設を中心に建設を進め、1980 年 5 月に開園した。その後、幅広い利用の増進を図るため、共用施設としての動物園を移転し、多目的な利用が楽しめる広域公園として整備した。</p> <p>保有施設：陸上競技場(第 1 種公認)、体育館、補助競技場(第 3 種公認)、テニスコート、球技場、多目的広場、相撲場、弓道場、こども広場、キャンプ場、動物園トレーニング室、屋内プール、屋外プール、テニスコート等。</p>	
設置主体	指定管理者	愛媛県	公益財団法人 愛媛県スポーツ振興事業団
職員数		常勤職員(20 人)、非常勤職員(17 人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(0 人)、中級(0 人)、上級(0 人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(1 人)</p> <p>保健体育教員免許(8 人)、日本体育協会公認指導者(1 人)</p>	
利用者の状況		障害者の利用者数は把握していない。	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者利用促進に関するマニュアルはまだ作成していない。 ・ 一般的な管理運営条項は、スポーツ振興事業団が作成し保有している。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の利用有無に拘らず安全管理体制を整備する。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の通路などの段差の解消や音声案内等に関しては、現在 2017 年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けバリアフリーへの施設改修を行っている。 ・ 段差解消のスロープ、点字ブロック、トイレの手すり等の改修工事には、障害者団体へのヒアリングを実施している。対象とする関係団体は、愛媛県身体障害者団体連合会、愛媛県手をつなぐ育成会、愛媛県障害者スポーツ協会、愛媛県精神障害者福祉会連合会、愛媛県聴覚障害者協会等である。 ・ 主な工夫点は、「手すりに付ける点字を横の位置に変更」「スロープの緩斜」※具体的には、「手すりの高さは 75 cm～85 cm」やスロープ勾配は「12 分の 1 以下」等がある。 ・ トイレに手すり設備を付けることで、大規模な大会で、トイレ集中による混雑の解消が図ることができた。 ・ 立地条件により自家用車の利用が多く、障害者対応駐車場を改修増設中。 	

利用促進のための体制	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国障害者スポーツ大会県予選で毎年利用されている。 ・ 2017年の全国障害者スポーツ大会では、開会式、閉会式及び陸上競技が行われる予定である。既に陸上競技やテニス等の事前練習に利用している。 ・ テニスコートに関しては、障害者が個人利用した例がある。 ・ 公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団は、平成18年から指定管理者となっている。県からは、指定管理の要求水準として、障害者の利用に関する要求は特になかった。 ・ 指定管理者に応募する時点で、障害者の利用料金を減額(半額)することを提案した。 ・ 今後は全国障害者スポーツ大会の開催を契機に、ソフト面での充実を図りたい。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金減額のための障害者手帳の提示。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツ指導者資格には前向きに検討していきたい。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の知識・理解へのスタッフ研修や障がい者スポーツ指導者の職員配置を検討したい。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古い施設(1980年建設)におけるバリアフリーへの課題には、簡易的な整備で対応している。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者利用時の事故報告はない。
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故や危ない事案があった場合には、業務日誌に記録して情報を共有している。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設のバリアフリー化。 ・ 障害者団体等からの意見提案や要望を反映させる。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者中心の対応を目指したい。
障害者の利用促進に向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設設備の充実からソフト面の改善を図る。 ・ 障害者が利用、事業参加できるプログラムを再考する。 ・ Jリーグホームグラウンドで障害者の観戦は無料であることからスポーツ参加へと連動させる。 ・ 高齢者対象のプログラムに障害者の参加を促進する。

<p>その他、利用促進に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設が古い仕様であることから、施設の改修設計施工に障害者団体との事前ヒヤリングの重要性。 ・ 障害者の安全安心快適な施設のガイドライン（仮称）を、公的に明示する。 ・ 障害者の効果的なスポーツ推進には、医療、福祉や教育機関との連携が必須である。
<p>施設の特長</p>	
<p>2017年全国障害者スポーツ大会開催を契機に施設を改修工事中である。施設整備を進めしていく中で障害者団体との密接な関係が生まれ、その経緯から事業内容や職員の研修や専門資格の職員配置などの好循環が創出されている。</p>	

○地域スポーツ施設

施設名		目黒区民センター体育館	
所在地		東京都目黒区目黒2丁目4番36号	
施設の開設年・月		1974年8月	
施設概要		<p>設置目的：目黒区立体育施設条例に基づいて、区民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するために設置された。</p> <p>保有施設：体育館、トレーニング室、屋内プール、屋外プール、テニスコート等。</p>	
設置主体	指定管理者	東京都目黒区	美津濃株式会社（ミズノ）
職員数		常勤職員(19人)、非常勤職員(23人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(19人)、中級(0人)、上級(0人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(3人)</p> <p>保健体育教員免許(3人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(1人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は273,938人であり、そのうち障害者の利用は1.5%（4,202人）である。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 2014年4月に、地震や火災の発生に備えた、施設別の危機管理マニュアルを作成した。 それまでは目黒区が作成した統一のマニュアルを活用していたが、各施設の事情には十分対応できていなかった。 ただし、作成したマニュアルも、現時点では障害者の利用を想定したものには至っていない。 障害の種類や程度によって対応は異なるので、具体的な対応策を作成するのが今後の課題である。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 初級障がい者スポーツ指導員の資格を有しているスタッフを配置している（2014年度は18人）。 目黒区では、障がい者スポーツ指導員の養成講習会を毎年開催している。スタッフがこの講習会を受講することで、障害者の利用に対する不安が軽減した。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 体育館とトレーニング室に家族更衣室を2つ、トイレを1つ整備した。また、障害者のプールの利用のために、プールのそばの空いている部屋を家族更衣室にしている。 障害の種類や程度、取り組むスポーツ等を聞いて、個別にトレーニングメニューを作るサービスを提供している。このサービスを利用して、毎日のように訪れる障害者もいる。これは、障害のある者もない者も分け隔てなく提供しているサービスである。 	

利用促進のための体制	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美津濃樹が指定管理者になってから7年が経過している。目黒区では、体育館の指定管理の要求水準において、障がい者スポーツ指導員の配置を条件にしている。 ・ 7年前、この施設を管理するようになった時点での障害者の利用者数は2,200人だった。2013年度には4,200人とほぼ倍増している。これは、定期利用者が出てきた効果だと考えている。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用時は、障害者であっても特に申告する必要はない。 ・ 障害者は利用料の減額対象になっているため、定期券を購入する初回利用時のみ障害者手帳を確認している。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区が開催している障がい者スポーツ指導員の養成講習会（前述）に毎年スタッフが参加しており、これによって有資格指導者を増やしてきた。 ・ 研修会を近隣で受講できるため、資格が取りやすいことが利点である。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツ指導員の配置
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1970年代に建てられた建物のため、バリアフリーに関しては考慮されていない。 ・ 2階にある体育館への経路にはエレベーターがない。そのため、車いすの利用者は、フロア続きになっている隣の公共施設のエレベーターを利用して入館する。隣の施設は管理者が異なるが、協力が得られている。 ・ 区に要望して、プールに入場する通路の階段の両側に手すりを設置した。こうした施設の改善は、利用者の要望をふまえて実現している。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の利用に関わる事故事例はない。
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片麻痺の障害者が、トレーニング室でランニングマシンを使用する際、スピードを上げると転倒の恐れがあったため、スピードを抑えて使用できるよう整備した。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者への個別の対応を、スタッフ全員がしっかりと自覚することの意識付けがとても大切である。 ・ これまでは障害者スポーツに関しては自分たちの管轄ではないと考える傾向があった。しかし、障害者と高齢者の利用に関して、現在徐々に意識改革が進んでいる。

<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある者となない者がプールや体育館で一緒にスポーツを楽しむ教室「ふれあいスポーツ教室」を開催している。 ・ 目黒区から、地元の障害者施設との連携を進めるように指導がある。会期を決めても、都合のつく参加者が少ないのが悩みである。 ・ 施設が開催するスポーツ教室に障害者が参加したいという要望もある。フットサル教室に参加してもらった例がある。教室でいかに障害者を受け入れるかというアプローチも有効である。 ・ 指定管理を受ける上で、障害者と高齢者の受け入れに関しては、欠かせない条件になっていると認識している。 ・ 美津濃楯では、同社が指定管理する施設の責任者を集め、施設の運営に関する知見を共有する機会がある。障害者の利用については、他の施設を含めて、ノウハウが蓄積されつつある。
<p>その他、利用促進に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目黒区は、5つある体育館のすべてが異なる指定管理者である。このため障害者の利用に関しても指定管理間で競争原理が働いている。毎年、各施設の管理状況が評価されるが、障害者の利用状況は、施設を評価する指標の1つになっていると考えられる。
<p>施設の特長</p>	
<p>同施設は、障害者の利用を断らない方針で、利用者を増やしている先進的な地域スポーツ施設と言える。ハード面のバリアフリーは不十分ではあるが、その短所を運用でカバーしている。同施設は、地域スポーツ施設の中では、突出して多くの障がい者スポーツ指導員の有資格者を抱えている。また、利用者それぞれに対するトレーニングメニュー作りや空いている部屋の家族更衣室への利用、障害の有無にかかわらず、一緒にスポーツを楽しむ教室の開催など、多様な取り組みを進めている。</p> <p>目黒区では、障がい者スポーツ指導員の養成講習会を独自に開催し、区内施設のスタッフの資格取得を後押ししている。こうした自治体の取り組みは、今後の地域スポーツ施設での障害者の利用を促す意味で、大いに参考になるであろう。</p>	

○地域スポーツ施設

施設名		小瀬スポーツ公園	
所在地		山梨県甲府市小瀬 248 番地	
施設の開設年・月		1986 年 7 月	
施設概要		<p>設置目的：都市林の中に各種スポーツ施設を配置した山梨県の中心的な運動公園として、また大地震等の災害時の広域避難地・防災活動拠点となる防災公園として開設された。</p> <p>保有施設：陸上競技場(第 1 種公認)、陸上(補助)競技場(第 3 種公認)、球技場、アイスアリーナ、体育館、野球場、プール、フィットネスセンター、テニスコート、武道館、弓道場、相撲場、クライミング場、会議室等。</p>	
設置主体	指定管理者	山梨県	公益財団法人 山梨県体育協会
職員数		常勤職員(57 人)、非常勤職員(1 人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(0 人)、中級(0 人)、上級(0 人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(12 人)</p> <p>保健体育教員免許(11 人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(24 人)</p>	
利用者の状況		障害者の利用状況の詳細は把握していない。	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関わるマニュアルを保有している。 障害者については十分考慮されていない。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ指導員の有資格者は配置していない。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画に組み込まれていない障害者スポーツの大会を実施する場合、その都度、知事申請して利用料を減額し、利便を図っている。 プールとスケート場については無料、介助者 1 人は無料としている。体育館の利用に対しては減額措置はない。 2012 年に施設のバリアフリー改修を行った。2013 年は、体育館の多目的トイレを改修し、陸上競技場の前に多目的トイレを新設した。 公園は地域の防災拠点となっているため、バリアフリー工事を進めてきた。 聴覚障害者向けに、緊急時に点滅する表示器を取り付けて誘導できるようにしている。 	

利用促進のための体制	その他	<ul style="list-style-type: none"> 2013年度には、関東ろう者体育大会、山梨県障害者スポーツ大会等の障害者スポーツ大会の会場として利用された。 トレーニング施設やプールでは、障害者個人での利用はあるが、その他の施設では日常的な団体利用はない。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> 初回利用時に、特に申請は求めている。 障害者の料金を減額しているため、利用時に障害者手帳の提示を求めている。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ指導員の資格を習得するための制度、取組はこれからの課題である。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> 障害者には、利用時に必要に応じて介助者の同伴を求めている。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の利用に特化した安全確保の取り組みは特はない。
障害者の安全な利用に向けた取組	事件事例	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の利用に関わる事件事例はない。
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> 公園は地域の防災拠点になっており、定期的に防災訓練をしている。 各施設のバリアフリー化をすすめるため工事を順次進めている。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ指導員の有資格者の配置が必要と考える。 高齢者対象の教室の開催を、障害者にも案内した方がよいと考えている。
障害者の利用促進に向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> トレーニング施設に、車いすのまま利用できるマシンを導入しており、車いす使用者の定期的な利用がある。 高齢者対象の教室の参加者には、自主性に任せた安全管理を促している。体育館、武道館、プール、陸上等、様々な施設で開催しており、テニス場、武道館等では、障害者の参加が見受けられる。
その他、利用促進に関する意見		<ul style="list-style-type: none"> 障害者の利用促進に向けた広報活動を活発化させる必要がある。
施設の特長		
<p>同施設は、地域スポーツ施設の中でも、かなり大規模な施設である。障害者の利用に向けて、バリアフリー改修や多目的トイレの設置等を行っている。利用形態は、一部を除いて、スポーツ大会など団体での利用が中心である。障害者の利用への対応は、多くの場合、利用する団体に委ねており、必要に応じて利用時に介助者に同伴を求めること等によって安全を確保している。</p> <p>トレーニング施設では、障害者にも参加可能なプログラムを充実させたり、車いすでも利用できるマシンを設置する等、個人利用を想定した取組が始まっている。障がい者スポーツ指導員の配置等、施設としての人的な対応は今後の課題である。</p>		

○地域スポーツ施設

施設名		和歌山県立体育館	
所在地		和歌山市中之島 2238 番地	
施設の開設年・月		1964 年 4 月	
施設概要		<p>設置目的：教育、文化、スポーツ、福祉及び公園緑地等を通じて県民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的として設置された。</p> <p>保有施設：体育館、補助体育館。</p>	
設置主体	指定管理者	和歌山県	公益財団法人 和歌山県スポーツ振興財団
職員数		常勤職員(8人)、非常勤職員(3人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(1人)、中級(0人)、上級(0人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(1人)</p> <p>保健体育教員免許(1人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(0人)</p>	
利用者の状況		障害者の利用統計処理はない。	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の利用対応マニュアルを整備する予定である。 ・ 障害者の利用は団体利用がほとんどである。障害者の団体利用に特化した規定はない。 ・ 障害者のスポーツ大会が開催される場合には、事前に利用者と綿密な打ち合わせを行っている。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツ指導員有資格者1名を配置している。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的トイレを2か所整備している。 ・ 2015年全国障害者スポーツ大会会場(卓球バレー、車椅子バスケットボール)として空調設備を完備している。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用体系は、原則「団体利用」であることから個人利用を検討中である。 	
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別や程度等を申請する必要はない。 	
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の知識習得や理解のための研修、職員における障がい者スポーツ指導員の資格取得を進めている。 	
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応にスポーツファシリティーズ保険に加入している。 	
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロビーが狭いため、障害者の利用した時に接触することがないように特に注意している。 	

障害者の安全 な利用に向け た取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までの障害者利用での事故やトラブルは発生していない。 ・ スポーツ大会も安全に運用されている。
	事故を未然に防ぐ ための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動中の熱中症予防を目的とし「水分補給と休息」を注意喚起している。
	地域のスポーツ施 設で安全に利用 するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校開放によるスポーツ環境の拡充を図っている。
障害者の利用促進に向けた取組		<ul style="list-style-type: none"> ・ 和歌山県障害者スポーツ協会に大会招致を申入れている。 ・ 高齢者向け教室に障害者も参加できるよう取り組んでいる。 ・ 障害のある者とない者が参加できる交流事業の企画開催を進めている。 ・ バリアフリー対応の整備（駐車場含む）を進めている。 ・ 車椅子の卓球やボッチャを推進し、楽しさを感じてもらうことで障害のある利用者を増やしている。
その他、利用促進に関しての意見		<ul style="list-style-type: none"> ・ 2015年全国障害者スポーツ大会に向けた改修工事が必要である。 ・ 各種の公演利用目的施設機能からスポーツ利用への改修への検討が必要である。 ・ 障害者スポーツ利用施設への専門的な施設評価と助言指導が求められる。
施設の特長		
<p>最寄駅から近い立地条件にあり、築50年の施設は、2015年全国障害者スポーツ大会に向け外装含め改修中である。だが、古い施設構造から全ては満足できる改修には及ばない現実もある。一方で、障害者スポーツの推進には、利用方法や積極的各種事業の検討がされている。</p>		

△障害者優先のスポーツ施設

施設名		福祉交流施設 ふれあいランド岩手	
所在地		岩手県盛岡市三本柳8地割1番3	
施設の開設年・月		1994年12月	
施設概要		<p>設置目的：障がい者・高齢者を含む県民が、スポーツ・文化活動や相互交流を行うことを通じて、誰もが健やかに生活できる地域社会の実現を目指すことを目的としている。</p> <p>保有施設：プール、体育館、卓球室、トレーニングルーム、テニスコート、ゲートボール場、陸上競技場、アーチェリー場、ふれあいホール、会議室、研修室、教養室、創作室、陶芸室、音楽室、調理実習室等。</p>	
設置主体	指定管理者	岩手県	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
職員数		常勤職員(25人)、非常勤職員(4人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(9人)、中級(2人)、上級(1人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(2人)</p> <p>保健体育教員免許(2人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(4人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は246,213人であり、そのうち障害者の利用者の割合は、7.6%(18,662人)である。</p> <p>障害別延べ利用者数の内訳は、視覚障害(497人)、聴覚障害(1,245人)、肢体不自由(8,094人)、内部障害(1,861人)、知的障害(5,189人)、精神障害(1,473人)、重複障害(303人)。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 全体的なマニュアルはあるが、障害別のマニュアルはない。ただし、障害別が必要であると認識している。 初回受付時に利用者にはカウンセリングを行っている。利用者個々人の情報は、日々のミーティングを通してスタッフ間で共有している。 運動制限がある利用者の情報は、受付時のカウンセリングで把握している。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 館内は、スタッフが常に巡回している。 プールでは、特に監視を強化しており、救助訓練を定期的に行っている。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 利用促進策として、夜間に団体利用が少なくなることに着目し、2年前から、午前、午後、夜間を1時間単位として利用できる料金体系に、知事の認可を得て変更した。これにより、仕事を終えた19時からでも利用ができるようになり、利用促進の効果が出た。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 障害者以外の団体利用が多くなってきている。障害者団体は3か月前、その他は1か月前から利用予約ができるが、団体利用の調整が必要になってきている。 市町村の施設を利用しての出前教室を、月に2～3回程度実施している。 	

障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受付で利用者証を発行し、利用者の情報や利用履歴を管理できるシステムを採用している。 ・ 障害の有無に関係なく、利用者は利用者証が必要である。 ・ 障害者の場合は、初回利用時に看護師がカウンセリングして、結果をスタッフへと伝達している。 ・ 個人利用者の中にはヒアリングでの情報提供を拒否する者がいる。また、障害者の団体利用では、全員の健康状態を把握することが難しく、団体の責任者に任せざるを得ない状況である。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理面では、AED 研修など全体研修を実施する機会を増やし、職員の意識を高めている。 ・ 障がい者スポーツ指導員を増やすことで安全管理の体制を強化したい。しかし、すぐには体制強化できないため、ボランティアの募集を常時行っている。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールは障害のある者とない者の利用は分けていない。 ・ 視覚障害の利用者がいる場合は、立札を立てて他の利用者に注意を促している。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年開催の全国障害者スポーツ大会の会場となっていることから、安全確保についての周知徹底を進めている。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ トレーニング中に倒れた利用者がいた。心臓の治療を受けていることを本人が申告していなかったため、状況を把握できていなかった。情報を把握できていれば、トレーニングの内容への配慮が可能であった。 ・ 知的障害の利用者が、過度のエアロバイク運動で、めまいを起こして倒れた。別の施設で、やせることを促す指導を受けており、やせなければと思う一心で過剰な運動をしてしまったことが要因であった。
	事故を未然に防ぐための取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態を把握できていないと、事故等が起こった場合に、家族に説明し切れない不安がある。このため、障害や体調の状態について本人が話しながらない場合には、看護師から家族に聴き取りを行うことがある。 ・ 職員の目配りがとても重要である。具合が悪くなってから気付くのではなく、事前にブレーキをかける役目をするのが大事である。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のスポーツ施設で障害者に安全に利用してもらうためには、施設のスタッフが利用者とのコミュニケーションを十分に取るのが重要である。 ・ 地域のスポーツ施設は入場券を買って自由に利用できる。このため、利用者の健康状態を詳細に把握できていないのが普通である。常に利用者とのコミュニケーションを取り、体調などを話しやすくすることが大切である。

<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な団体と交渉して利用促進を図っている。特別支援学校へバスを出して施設で授業を行う取組もしている。特にプールは、幼児期から水に親しませることによって、利用促進につながる。 ・ 岩手県の広い範囲での利用促進として、グループホーム等への出前教室を実施している。また、施設内で開催する教室への参加者を増やすため、バスでの送迎も行っている。岩手県の沿岸部も含めて利用者を拡充し、ふれあいランドにおいてスポーツへの親近感を醸成し、地域のスポーツ施設の利用も促進していく。
<p>その他、利用促進に関しての意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のない人は、まだまだ施設を知らない傾向がある。このため、情報誌等を通じて、広報していく。誰でも利用可能であることを広める必要がある。
<p>施設の特長</p>	
<p>同施設は、障害者優先施設ではあるが、全利用者に占める障害者の割合が、7.7%と低い。多くの利用者の中に、障害者が混じって利用する状況である。このような状況下で、特徴的な点は二つある。</p> <p>一つ目は、地域の公共スポーツ施設で障害者を対象にした出前教室を開いていることである。岩手県が広いため、同施設を利用できない障害者が多い。このため、障害者が地域のスポーツ施設を利用するためのきっかけ作りと利用法を習得するための支援をしている。</p> <p>二つ目は、障害者だけではなく、障害のない利用者にも初回利用時の健康チェックを求めていることである。分け隔てなく病歴などの情報を収集できるため、障害者一人ひとりの事情を詳細に把握する上で有効である。また、初回利用時に安全で効果的な利用法をカウンセリングし、スタッフ間で利用者の情報を共有している。</p>	

△障害者優先のスポーツ施設

施設名		大阪府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)	
所在地		大阪府堺市南区和山台5丁1番2号	
施設の開設年・月		1986年4月	
施設概要		<p>設置目的：ノーマライゼーションの理念に基づき、スポーツ・文化・レクリエーションを通じて、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、障がいのある方とない方が相互理解と交流を図るふれあいの場として設立された。</p> <p>保有施設：温水プール、体育館、トレーニング室、グラウンド、アーチェリー場、サウンドテーブルテニス室、会議室、研修室、大ホール、生活訓練室、和室、情報資料室等。</p> <p>同施設では、最寄りの駅との間をつなぐ送迎バスを巡回させている。</p>	
設置主体	指定管理者	大阪府	ファインプラザ大阪運営事業共同体 (社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会(代表団体)、公益財団法人 フィットネス21事業団)
職員数		常勤職員(19人)、非常勤職員(26人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(4人)、中級(5人)、上級(4人)、スポーツコーチ(1名)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(9人)</p> <p>保健体育教員免許(7人)、日本体育協会公認指導者(1人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は174,833人であり、そのうち障害者の利用者の割合は、72.5%(126,818人)である。</p> <p>障害別の利用者数の統計処理はない。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理用と指導マニュアルを2年前に更新した。今後も必要に応じマニュアル化を促進する必要があると考えている。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 45名の職員を各施設に配置している。 受付2名、プール3名、体育館1名、トレーニング1名、バックヤード数名、グラウンドは必要に応じて配置している。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 競技力向上練習会、目的に応じたスポーツ教室・講習会を開催している。 地域と連携した交流会を開催している。 大会・記録会(年9回)を開催している。 同施設では、福祉施設・学校等に年間70~80回の出前教室をしている。 出前教室への要望には、まだ対応可能であり、各学校等に向けて招聘のアプローチを行っている。 最寄り駅からの送迎バスや広域での巡回バスを実施している。 	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 障害の多様化、重度化に対応できるプログラムを用意するため、利用者それぞれの利用目的の違いへの対応、高齢者に対応した配慮している。 	

障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> 初回利用時に、障害者手帳の提示によって利用証を発行している。発行後は手帳の提示がなくても利用証の提示にて無料で利用できる。 初回利用時の説明が重要である。ヒヤリハットの事例を使い、利用上の注意事項を口頭で説明している。必要に応じて、手話ができる職員も対応している。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> 管理法、緊急時対応法、指導法等の研修を定期的実施している。 ヒヤリハット事例等への対応研修を実施している。 資格取得等に向けて外部講習会に参加している。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決規定を設けて対応している。 事実確認を徹底し、解決策を検討、実施、検証を行っている。 スポーツをしている利用者は、果敢にチャレンジしていることから、危険と裏表であることにスタッフが留意し十分注意している。 冬場、夏場の温度管理は、利用者優先で判断して、こまめに調節している。 施設利用者の写真撮影は禁止している。広報に載せる記事の時は、説明して写真を撮り掲載したが、それでも苦情となったケースがあった。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保は、利用する前の声掛けを徹底している。 建物構造から出入り口が複数あり、どこからでも入ることができる。このため、利用者の動線に注意を払っている。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> なし
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> 夏場は落ちた汗で、雨の日は濡れた靴でのフロア等の滑り等に、巡回して絶えず眼を配っている。気づいた時には速やかに清掃している。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> 地域のスポーツ施設は、ハード面が整っていない場合でも、工夫をして受け入れてもらいたい。そのためには職員の中に障害に対する知識、理解が必要である。また、地域スポーツ施設からの必要があれば相談に応じる。
障害者の利用促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> スポーツや文化のクラブ活動を通じて、障害のある者とない者が共に活動し、理解を深める交流を行っている。水泳、バドミントン、テニス、ボッチャ、アーチェリーのクラブがある。 高齢者や障害者向けに、ヨガ教室を用意している。 「アベニュー」という情報誌を発行し、市町村、福祉団体、学校、地域に配布して施設や事業の周知を促している。 教室を増やして欲しい等の利用者の意見は提案として受け止めて、できうる限り反映している。 個々の競技について、大会への出場を目的とする利用者には、指導を通じてコミュニケーションを図っている。 	

<p>その他、利用促進に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツへの取り組みに向けて障害者の背中を押すための協力を、各方面に望みたい。特に障害を判定する病院等で、医師や周りの方からのスポーツ施設の紹介を望んでいる。特別支援学校でもスポーツへの誘い込みをしてもらえるように期待している。 ・ 同施設は、障害のない方の障害の理解が広がる場となっている。ボランティア参加してもらうことでも協力を得ている。
<p>施設の特長</p>	
<p>障害のない方が障害を理解するきっかけを設ける場となっている。</p> <p>職員の中に障がい者スポーツ指導員の有資格者が数多くいるが、マニュアルの整備は今後も進めていく。既に苦情解決規定を設ける等、ユニークな取組をしている。また、同施設では、安全を確保するために、特に初回利用時の説明を重要視している。ヒヤリハットの事例を使って、利用者にとどのようなところに注意すべきか、周知徹底している。定期的な研修の実施や、外部講習を活用した人材育成にも、積極的に取り組んでいる。</p> <p>障害者の利用促進に向け、地域スポーツ施設への出前教室を年間70～80回実施しており、今後はさらに実施回数を増やしていく。同施設では、地域スポーツ施設での障害者の利用促進に向けて相談要求があれば、応じている。</p>	

△障害者優先のスポーツ施設

施設名		北九州市障害者スポーツセンター アレアス	
所在地		福岡県北九州市小倉北区三郎丸3丁目4番1号	
施設の開設年・月		1976年7月（2012年に現在の施設に移転）	
施設概要		<p>設置目的：北九州市における障害者スポーツの普及・振興のため、障害のある人が団体・個人を問わず利用できる。障害のある人へのスポーツ教室、障がい者スポーツ指導員養成講習会の開催など、市の障害者スポーツにおける中核施設として開設された。</p> <p>保有施設：体育館、温水プール、卓球室、トレーニング室、多目的室、大スタジオ、小スタジオ等。</p>	
設置主体	指定管理者	北九州市	社会福祉法人 北九州市福祉事業団
職員数		常勤職員(19人)、非常勤職員(20人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(17人)、中級(2人)、上級(4人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(0人)</p> <p>保健体育教員免許(1人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(1人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は167,997人であり、そのうち障害者の利用者の割合は31.5%（52,980人）である。</p> <p>障害別延べ利用内訳は、視覚障害(3,438人)、聴覚障害(2,234人)、肢体不自由(19,936人)、内部障害(5,072人)、知的障害(14,236人)、精神障害(8,064人)。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時のマニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行っている。 ・ 障害別に対応したマニュアルは作成していない。 ・ 日常のミーティング等で職員同士が情報を共有することによって、普段から障害の種類や程度の異なる利用者に対応するための経験値を上げている。ただし、障害別のマニュアルは必要であると認識している。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて、スポーツ教室での指導員の不足が課題である。 ・ 対応策として、10人程度の利用者の中からボランティアを募り、対応している。この時、ボランティアには、利用駐車場を優遇する等のインセンティブをつけている。 ・ 継続してボランティアができる人は少ないのが現状であり、絶えず募集している。今後は、障害者のサポート役となる利用者の利用料金を優遇することも検討している。 	

利用促進のための体制	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用促進に向けて、また、障害の有無を越えた共生社会の実現に向けて、ミニ講座を開催している。3年前に民間施設から障害者優先施設に変わった当初、障害のある者となない者は、触れ合えるようになるには時間を要していた。現在では、場所に慣れ、交流を図ることで相互理解が深まった。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人北九州市福祉事業団による運営は5年契約の3年目に入っている。利用者数は年々増加している。 ・ 障害のある者となない者との共同利用が進んでおり、民間に比べて会費が安価なことから、健常者の利用が年々増加している状況である。 ・ 重度障害者は、サッカー、車椅子バスケットボール、水泳、ボッチャ等に多く参加している。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回利用時の申請は、特に義務付けていない。ただし、障害者の利用は無料のため、障害者手帳の提示を求めている。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同施設と北九州市障害者スポーツ協会の共催で、初級障がい者スポーツ指導員講習会を開催しており、施設の職員やボランティアスタッフが受講している。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に、プールは追い抜き禁止ではなかったため、ターンした時に接触してトラブルが発生した。それ以降、予見できるのであれば声掛けを行うようにし、追い抜き禁止としている。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上の不安がある場合には、障害のある者となない者が異なる時間帯で利用する運用をしている。プールでは、追い越し禁止などトラブルを避けるためのルールを設ける等の工夫もしている。 ・ 多目的トイレは足りているが、家族用ロッカーの利用が増え、増設の必要性が生じている。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールで倒れて溺れたケースがあった。すぐに引き上げたことで、1分程度で意識が戻ったが、万全を期して救急車を呼んで対応した。
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールでは、常時3人体制で監視を行っている。監視員は毎年、消防署による救命講習を受講している。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ施設で障害者の利用を促進するためには、多目的トイレの設置数を増やす必要がある。 ・ 地域スポーツ施設でも、障害についての理解と知識がある職員を配置することで、他の職員の意識改革を促しスキルを伝えることができる。

<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同施設では、各地域の体育館等で巡回スポーツ教室を実施しており、2015年からは特別支援学校でも開催している。特別支援学校とのパイプ作りから始め、まずアレアスの存在を伝え、卒業後もスポーツを楽しむ意識化に努めている。 ・ 今後、2020年に向けて障害者アスリートの発掘を考えている。 ・ 早い段階から特別支援学校との連携を深めることで、生涯スポーツへの意識を高めてもらう取り組みを考えている。
<p>その他、利用促進に関しての意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育教員を養成する大学等が、今以上に障害者や高齢者、児童等幅広い対象者へのスポーツ指導に目を向ける必要がある。
<p>施設の特長</p>	
<p>同施設は、地域スポーツ施設の中で、障害のある者となない者が共同利用する上でのモデルケースとなる。アレアスは、元々民間のフィットネスクラブの施設だったものを、障害者優先スポーツ施設に改修した経緯がある。健全者の利用を想定して作った施設を改修しているため、一部に施設の構造上不十分な点があるが、それを運用でカバーしている。</p> <p>例えば、安全上の不安がある場合には、障害者と健全者に異なる時間帯で利用する運用上の工夫をしている。プールでは、追い越し禁止等トラブルを避けるためのルールを設定する等の工夫もしている。</p> <p>また、障害者をきっちりと見守るための人手が足りないとするが、健全者の力を活かしながら不足する人材を補う試みは興味深い。障害者と健全者それぞれが、お互いに慣れる環境を作り出し、相互理解を図った上で、健全者の中からボランティアを募っている。協力者に対するインセンティブを付ける等、この手法をより効果的にするための工夫もしている。</p>	

△障害者優先のスポーツ施設

施設名		障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	
所在地		神奈川県横浜市港北区鳥山町 1752	
施設の開設年・月		1992年8月	
施設概要		<p>設置目的：スポーツ、文化活動、レクリエーション活動等を通じて、障害者の社会参加および福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民相互の交流を図るために設置した。</p> <p>保有施設：メインアリーナ、サブアリーナ、プール、フィットネスルーム、健康相談コーナー、シアター、屋外グラウンド、地下グラウンド、ボウリングルーム、創作工房、聴覚障害者情報提供施設、視聴覚室、会議室、おもちゃ図書館等。同施設では、最寄りの駅との間をつなぐ送迎バスを巡回させている。</p>	
設置主体	指定管理者	横浜市	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
職員数		常勤職員(43人)、非常勤職員(60~70人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(5人)、中級(5人)、上級(6人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(3人)</p> <p>保健体育教員免許(18人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(2人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は444,254人である。また、障害者(個人)の利用の割合は、72.2%(130,995人)である。</p> <p>※同施設では個人利用者数で統計を取っており、この他団体での利用がある。</p> <p>障害別延べ個人利用者数の内訳は、視覚障害(4,030人)、聴覚障害(4,219人)、肢体不自由(78,047人)、内部障害(4,146人)、知的障害(26,748人)、精神障害(8,094人)、重複障害(5,711人)。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・メインアリーナ、フィットネスルーム、プール等施設ごとに、障害別の特性を加味した標準的なマニュアルを作成し、保有している。 ・マニュアルは、人材担当の部署が一元的に管理・更新し、これを各施設の担当者が共有している。 ・内容の更新は、必要に応じて適宜実施しており、利用者の声、投書や年1度行う満足度調査の結果を精査して、マニュアルに反映させている。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・3人いるスポーツ事業の担当課長(人材担当、指導担当、振興担当)のうち、人材担当が安全管理と人材管理を一元的に担当している。 ・研修を通じて、実効性の高いボランティアや指導者等を分け隔てなく育成している。 ・受付及び各施設に職員の補助役として一人、非常勤職員(アルバイト)を配置している。利用者が最初に接する施設の顔として、接遇、救命救急、感染症などの研修を研修マニュアルに基づいて実施している。 	

利用促進のための体制	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場での実践効果を検証しながら、利用者一人ひとりに向けた対応や配慮の方法を考え、利用者の情報をデータベース化している。 ・ 利用者情報のデータベースによってマニュアルを補完し、利用者それぞれの特性やニーズに応じている。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 些細なことでも気になったことを速やかに人材担当や管理部門に伝える、いわゆる「報・連・相」の実施を徹底している。 ・ 「報・連・相」の成果から、よりスピーディーな対応・対策ができています。 ・ 障害者がボランティアを申し出て、他の障害者について知ろうとするケースも増えている。ボランティア研修の受講者の約1/5が障害者である。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回利用時に利用者の個人情報を取得し、データベース化している。 ・ 取得する情報は、名前、住所、緊急連絡先、病歴、施設にきた経緯、スポーツの経験等である。利用履歴、看護師の面接結果、利用履歴なども追加蓄積・管理している。また、個別的配慮が特に必要なケースには、毎月1回、利用者情報共有会議を行い、そこでケース毎の対応を検討し、職員間で共有している。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にリスクが高いプールでは、3～4人配置している監視役のアルバイトを対象に、営業前に5分から10分、救命救急研修を毎日実施している。 ・ 救命救急研修の内容は、事故発生の具体的なケースを想定し、意識確認や引き上げといった一連の対処の流れをトレーニングしている。 ・ マンツーマンでのきめ細かい対応が求められるフィットネスルームでは、器具の扱い方を教える方法や障害の違いに応じた対応等の研修をアルバイトに対し実施している。 ・ 毎月11日を防災の日と定め、施設ごとに防災訓練を実施している。 ・ 備品のチェックや、災害時に起こり得るシーンを想定した誘導・対応を、職員とアルバイトの間でシミュレーションしながらトレーニングしている。「プールにガラスが散在して通常の避難口から出られない場合にはどのように対処したらよいのか」といった、かなりきめの細かいシーンを想定して取り組んでいる。 ・ 全館規模での防災訓練も年に2回実施している。障害のある利用者に訓練の参加を促している。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者間で起こるトラブルやヒヤリハットは、障害のある者となない者の間よりも障害者間で起こることが多い。障害者は自分の障害以外のことを驚くほど知らないことが、原因だと分析している。 ・ 危なそうな状況を察知した場合、速やかに利用者に声をかけて、トラブルの発生を未然に防ぐように心がけている。

<p>障害者の利用を想定した安全確保</p>	<p>安全確保に向けて取り組んでいること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全を確保する上で、利用者の相談がとても重要である。スポーツ相談等の相談システムを充実させ、利用者それぞれに合った運動やスポーツを提供している。 利用者と常に行動を共にする必要はないが、コミュニケーションを密にし、見守り、頻繁に声を掛けることがとても大切である。 スポーツ教室等への参加者には、後日再来場した時に声を掛けて、教室の内容を反復するといったアフターケアが欠かせない。
<p>障害者の安全な利用に向けた取組</p>	<p>事故事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人利用者の割合では、障害者が7割以上を占めており、アクシデントやヒヤリハットの発生事例のうち、障害者に関する事例が約9割を占めている。 過去に、プールで事故が起きている。利用者本人の自己の体調管理が十分にできていない状態で利用し、発生したものと思われる。介助者が一緒に泳いでいたが、ちょっとした隙に起こった事故であった。
	<p>事故を未然に防ぐための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への日頃の声掛けが、安全を確保する上で最も欠かせない。 利用前には、利用者本人と介助者に、スポーツをする上での注意点を繰り返し伝えることが重要である。 保有している利用者を見守るシステムに沿って利用してくれる利用者ならば、事故に巻き込まれる心配はほとんどない。 個人特性もわからない初めて顔を見る利用者の安全確保が難しい。スポーツ経験が未熟であることを特に申告しないまま、一見して危なそうな状況で運動している人も少なからずいる。こうした利用者には、一度運動を中止してもらい、相談を受けてもらうように促している。
	<p>地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツ施設での障害者の利用を支援する役割も担っている。声掛けを徹底することによって、障害のある方の利用が可能になることを、広く啓発していきたい。 地域スポーツ施設の職員を対象にした講座も実施している。座学とプログラム体験を組み合わせた「障害者スポーツボランティア養成講座」を年に2回、スポーツ協会が公認している障がい者スポーツ指導員養成講座を年に1回開催している。 「障害者スポーツボランティア養成講座」は、はじめの一歩とする障害者スポーツ概論と現場体験をセットにした内容となっている。地域スポーツ施設の講座の受講者は、参加前に見られた障害者の利用に対する不安や気負いが、研修後には肩から力が抜け消えていくのが目に見える。地域スポーツ施設が障害者の利用に当たって、まず研修などを通じて障害者スポーツの実際を知ってもらうことが重要である。

<p>障害者の安全 な利用に向け た取組</p>	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理と人材管理の担当者を一元化している。これにより、事故が起きた時に、その教訓を人材育成やマニュアルに生かす場合、部署をまたいだ連携による時間や情報のロスをなくしている。 過去に起きた事故では、管理責任が問われるような事態にはならず、訴訟にも至っていない。これは、事故が起きた時にしっかりと適切な対応ができたことによる。救急車が到着するまでの間にも、呆然と見守っているのではなく、救急対応をしっかりと施すことが重要である。また、障害者及び介護者等へ安全に関する教育的配慮も忘れてはいけない。
<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が継続的に足を運ぶようにするには、安全・快適な環境・用具の利用法を整備することが重要である。個人特性やスキルに合わせて、ルールを変えたり、用具の使い方を換えたりといった、柔軟な対応が欠かせない。 見た目だけではどの程度スポーツができるのか判断不能な場合が多い。障害者手帳を見ても状況を詳しく把握できない場合もある。声掛けと丁寧な観察を通じて状況を察し、適切な準備と対処をしていく必要がある。 障害者と障害のない人が、一緒にスポーツをすることの楽しさを知ってもらうことの重要性も訴えている。参加しやすいきっかけをつくり、そこでスポーツの楽しさを伝える必要がある。 横浜ラポールと一体運営をしているリハビリテーションセンターと連携を図って、利用者を募っている。また、各区の福祉保健センターの担当部署を通じて、中途障害者を対象とした教室へ通年で出張参加し、教室修了後の活動の場として、来場を促す取組も行っている。 裾野の拡大の視点から、当事者とその活動を支える人材の両面において、まずは、障害者のスポーツを知ってもらうための体験型研修や紹介ビデオの作成等で、障害者をより増やすための取組を行っている。また、広報活動の更なる充実にも取り組んでいる。月1回発行している機関紙「ラポラポ」やホームページ、あるいは駅のPRポストなどを通じて周知をし、利用者を募っている。 地域のスポーツ施設を活用したプログラムの展開と定着を図っている。そもそも横浜ラポールでは、館内だけの利用促進は考えていない。つまり、他の施設での利用促進も考えている。 口コミの喚起も、とても大切だと感じている。SNSやインターネットを有効活用して、スポーツをする喜びを分かち合える取組もできるかも知れない。 	

<p>その他、利用促進に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障害者でも気軽にスポーツができるように、施設や用具、対応の面で創意工夫したい。スポーツなんてできないと考えていた方に、できる喜びを感じてもらいたいというのが基本的な考えである。 ・ 障害のある利用者のうち、適応力の高い方を、地域スポーツ施設に連れて行って、利用者と施設の双方が慣れてもらうことも重要になると考えている。既に、指導員が障害者を連れて行って実際に運動をしてもらう試みを始めている。 ・ 地域スポーツ施設との間で、人事交流なども効果的だと考えるが、指定管理者となっている現在では実現が難しいのではないかと推察する。
<p>施設の特長</p>	
<p>安全管理と人材管理を、同じ担当者が一元的に行うことができるシステムを確立している点が同施設の特徴である。配置する場所でのニーズに合ったスキルを持った人材を、アルバイトから指導者まで区別なく、確実に育成・維持している。</p> <p>また、同施設では、障害のある方に、避難訓練への参加を促したり、地域スポーツ施設への出前教室への同行を促したりといった、利用者も巻き込んだ利用促進や安全確保に向けた取組を進めている。また、地域スポーツ施設の職員を対象にした講座も用意し、障害者スポーツに触れる機会を作っている。</p> <p>標準的マニュアルを保有しているが、その効果を過信せず、利用者個別の利用状況のデータベースを併用する現実的かつ効果的な運営をしている点も特長である。様々な取組と工夫をしている同施設だが、事故やトラブルを未然に防ぐために、利用者への声掛けの徹底や各種相談の促進等を通じたコミュニケーションが何より大切であることを強調している点は、留意すべきだろう。</p>	

□障害者優先のスポーツ施設(サテライト方式)

施設名		長野県障害者福祉センター(サンアップル)	
所在地		長野県長野市下駒沢 586	
施設の開設年・月		1998年4月	
施設概要		<p>設置目的：スポーツ・レクリエーション、文化活動、各種研修等を通じて、障害者の健康の増進と社会参加の促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成するための中核的施設として設置された。</p> <p>保有施設：プール、体育館、卓球室、トレーニングルーム、遊戯室、テニスコート、アーチェリー場、運動広場、陸上競技場、サンアップルホール、会議室、和室、閲覧室、ビデオブース、宿泊施設等。</p>	
設置主体	指定管理者	長野県	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
職員数		常勤職員(28人)、非常勤職員(3人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(5人)、中級(9人)、上級(6人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(8人)</p> <p>保健体育教員免許(12人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(3人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は120,551人であり、そのうち障害者の利用者の割合は、44.9%(54,162人)である。</p> <p>障害別延べ利用者数の内訳は、視覚障害(745人)、聴覚障害(673人)、肢体不自由(20,091人)、内部障害(1,237人)、知的障害(5,046人)、精神障害(2,132人)、重複障害(1,039人)。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関わるマニュアルと、器具・用具についてのマニュアルがある。 施設の管理マニュアルの中に、疾患に関する記述がある。ただし、障害別のマニュアルはない。 障害の種類や程度が多岐にわたるため、マニュアルだけでは対応が難しく、スタッフ研修等で学びながら、全員で情報共有して対応している。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> トレーニング、体育館、プールなど施設ごとに、職員を各1人配置している。また、個人利用で卓球、テニスをする障害者が来た場合にも、対応できる体制にしている。 職員には障がい者スポーツ指導員の資格取得を求めている。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ指導員を各施設に配置している。 	

<p>利用促進のための体制</p>	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、高齢者、障害者に対する教室を増やし、また、デイリーレッスンも行い、気軽に参加できる環境を整える。 ・ 開所当初は、重度障害者と高齢者が多かったが、一部の利用者がデイサービスを利用するようになり、重度、高齢者の利用が減少している。送迎がつくデイサービスの方が家族の負担が少ないためと考えられる。 ・ 出前教室を増やして、利用促進を図る予定である。 ・ 施設の案内は町内の回覧板を活用して、認知度を上げている。 ・ 施設は長野北部に位置しており、利用者が固定化している。公共バスの利用者は、バス時刻に不便を感じている。最寄り駅からタクシー利用となる。 ・ サテライト方式を採っている。松本、駒ケ根、佐久の3か所にサテライトがあり、地域の施設を活用してサンアップルから指導員を派遣している。有給の地域スポーツ支援リーダーや地域のサポートスタッフ（ボランティア）の協力を得ながら、地域スポーツ施設を利用して活動している。
<p>障害者の利用を想定した安全確保</p>	<p>初回利用時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者カードを作成する段階で、障害や健康状態についての個人情報を取得してミーティングで情報を共有している。 ・ 知的障害者や精神障害者は、障害の程度によっては介助者の同伴を求めている。
	<p>スタッフ教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故「0」を目標に研修を行うことで、継続して安全意識をスタッフに植え付けている。 ・ 地域スポーツ支援リーダーは、独自の研修を通じて養成している。研修は、3年間、毎年6日間の講義・実技実習を受けて、レポートを提出し、最終年度に学科試験・実践活動評価を経て、合否判定のもと認定される。 ・ ボランティアの登録制度がある。各地域のインストラクターや障がい者スポーツ指導員、学生等を対象に「サポートスタッフ講習会」を開催し、登録者を募っている。
	<p>トラブル対処法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用前に血圧測定の指導をしているが、測定せずに運動を始める人もいる。運動前に職員が、顔色、行動で危険を察知して止めた事案があった。
	<p>安全確保に向けて取り組んでいること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールはコース分けしていないため、追い越し時の注意を促している。
<p>障害者の安全な利用に向けた取組</p>	<p>事件事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大な事故の事例はない。
	<p>事故を未然に防ぐための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プールでは、障害者が利用している場合には専用コースとして利用し、利用が終わった後に一般利用としている。 ・ 通路の安全確保のために、ロッカー、体育館等の利用場所に物を置かない。 ・ 障害のない者の利用に関して、個人情報の提示はなく、過去に運動中に倒れたことがあった。安全対応に血圧が高い場合など、事前情報の把握が必要である。

<p>障害者の安全 な利用に向けた 取組</p>	<p>地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が地域のスポーツ施設を利用する場合には、その施設のルールをよく把握するように促す必要がある。 ・ 地域の公共スポーツ施設の職員も障害者の理解が必要であり、相互理解が必要である。
<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 松本、駒ヶ根、佐久の住民を対象に出前教室を実施している。地域のスポーツ施設は、各市町村内が優先となり、出前教室は空いている曜日や時間帯を利用して実施している。 ・ 特別支援学校には施設見学の案内や卒業前に利用案内をして、施設利用の理解を促している。 ・ 地域のスポーツ施設からの指導員派遣要請には、できる限り対応している。 ・ 地域のスポーツ施設との情報交流として、プールの水温、水質管理等に関するやり取りをしている。障害者の利用がある総合型クラブのスタッフが、障害者施設の教室に来て体験を積んでいる例がある。
<p>その他、利用促進に関しての意見</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のない者の利用に関しても事前情報がないと不安である。 ・ サンアップルの25mプールで自信をつけた利用者が50mプールを有する近隣の公共スポーツ施設を頻繁に利用するようになったケースがある。また、民間のフィットネスの利用をするようになったケースもある。 ・ 障害のない利用者は地域スポーツの施設を促し、重度障害や高齢者の利用促進を図る。
<p>施設の特長</p>		
<p>同施設は、サテライト方式の運用をしている点が特長である。同施設が拠点となり、3か所のサテライト（サンスポート）に職員を派遣して、地域スポーツ支援リーダーや地域のサポートスタッフ（ボランティア）の協力を得ながら、地域スポーツ施設を利用している。地域スポーツ支援リーダーは独自の研修で養成し、地域のサポートスタッフは登録制度で確保している。</p> <p>この仕組みにより、地域のスポーツ施設では障害者の利用に対する職員意識が高まる。障害者利用促進のノウハウを学ぶため、同施設との交流要望がある。地域スポーツ施設での障害のある者と障害のない者の共同利用には、相互理解が重要になると強調し、また、障害者側にも地域スポーツ施設の利用のルールを守るように促している。</p>		

◇障害者専用のスポーツ施設

施設名		東京都障害者総合スポーツセンター	
所在地		東京都北区十条台1丁目2番2号	
施設の開設年・月		1986年5月	
施設概要		<p>設置目的：東京都に在住する障害者の心身の健康の保持増進と自立、社会参加の促進を図るため、スポーツの奨励振興に関する諸事業を行い、障害者の福祉の向上に寄与することを目的として開設した。</p> <p>保有施設：体育館、トレーニング室、屋内温水プール、卓球室、サウンドテーブルテニス室、運動場、アーチェリー場、テニスコート、スポーツ広場、集会室、録音室、印刷室、図書室、宿泊施設等。</p> <p>同施設では、最寄りの駅との間をつなぐ送迎バスを巡回させている。</p>	
設置主体	指定管理者	東京都	公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会
職員数		常勤職員(14人)、非常勤職員(12人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(6人)、中級(1人)、上級(7人)</p> <p>健康運動指導士・健康運動実践指導者(6人)</p> <p>保健体育教員免許(0人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(1人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は203,748人であり、そのうち障害者の利用割合は、75.6%(153,993人)である。</p> <p>障害別延べ利用者数の内訳は、視覚障害(13,118人)、聴覚障害(5,367人)、肢体不自由(73,801人)、内部障害(2,535人)、知的障害(40,539人)、精神障害(9,508人)、重複障害(9,125人)。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害別のマニュアルはないが、アルバイトや職員を対象にした障害別の研修を実施している。 ・ 安全を確保するためのマニュアルは、毎年1回更新している。 ・ 資料にない多様な障害へのきめ細かな対応は随時研修・指導している。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格者を各施設に適材配置している。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な地域での継続的したスポーツ活動を支える人材育成のため、障害者スポーツボランティア講習会やスポーツリーダー養成のためのフォローアップ講習会等を開催している。 ・ 近隣の大学の学生をボランティアとして呼び、各種教室のサポートを求め、人員不足を補うとともに学生と利用者の相互理解を促している。 	

利用促進のための体制	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用証発行数、施設利用者数は増えているが、東京都の障害者手帳発行数の増加数に比べると利用者増のペースは低い。 ・ 利用者の障害が多様化、重度化、重複化し、その分、対応の負荷が高くなっている傾向にある。 ・ 障害を判断する医師や医院では、ディサービスやケアセンターの紹介はするものの、当センターへの案内がほとんどないことが課題である。 ソーシャルワーカーやケアマネージャーも当センターについて知らないことが多い。医療関係者にチラシなどを配布して、何よりも存在を知らしめる活動が必要である。 ・ 特別支援学校と連携して選手育成・ジュニア育成を目指していく。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回説明と情報収集に十分時間を取っている。また、薬の服用や心臓疾患等リスクの高い利用者には、看護師が対応するようにしている。ただし、声かけを拒む利用者もいるため、個人情報収集する努力には限界がある。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修マニュアルに基づくもの、現場での対応を職員が教育している。 ・ 研修では“個を活かす”“能力発掘”等コミュニケーション教育を進めている。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めてセンターを利用する際には利用カード作成し、障害・特記事項を記載して頂くようお願いし、職員が共有している。 ・ ヒヤリハットの報告とミーティング等で情報共有する仕組みがある。 ・ 本人が個人情報を他の方に言わないで欲しい、と申出があれば、他の職員へは伝えることはできない。こうしたケースでは不安がある。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード面では施設の老朽化が目立つが現時点では部分改修で補っている。 ・ ソフト面では新規対応時のインテーク(面接・相談)を行い、医事・運動相談を強化し、安全・安心に利用ができるよう促している。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告のあった事例として、初めてランニングマシンを使った利用者がスピードを急に上げ過ぎて、危険な状況になる可能性があった。
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初めての利用者には、特に丁寧に利用の仕方・方法を説明する必要がある。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の施設を安全に利用してもらうためには、利用時に障害を申請して登録することを勧める。ただし、障害申請を希望しない人もいるため、強制的に申請を求めることは困難である。そこに少しでも障害を理解している方が存在していることで安全・安心に地域でのスポーツ活動ができるようになる。アドバイザーを雇用すること等も一案である。
障害者の利用促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、障害者スポーツの導入役と地域スポーツ施設の利用に向けた橋渡し役を担っている。障害を持った方にスポーツをすることに対する自信を養い、同時にルールと社会性が身につくように導くことによって、地域スポーツ施設に送り出していく。 	

<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の特別支援学校と連携して、潜在的な利用者呼び込んでいる。 ・ 現在施設を改修する予定であり、改修後の利用者増を期待している。 ・ 東京には、当施設（王子）の他に多摩地区にも同様の施設がある。地域で利用できる施設を選択できる状況であることも、スポーツに親しむ障害者を増やす一因になっている。 ・ 東京 23 区の要請があればどこでも地域での教室をしている。いつでも、どこでもをモットーにはしているが、都内の障害者スポーツ施設が十条と多摩の 2 か所体制では、とても対応し切れていないのが現状である。 ・ 障害のある者となない者の交流事業として、卓球とバスケット、バドミントン、テニス等を行い、様々な障害の方が楽しんで利用している。 ・ 区市町村や福祉協議会等と協議して、スポーツ教室やスポーツ大会を開催している。 ・ 学校、社会福祉施設、地域スポーツクラブ、企業等で障害者スポーツ体験教室や障害者スポーツ紹介イベントを実施している。
<p>その他、利用促進に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ施設では、障害のわかる職員が 1 人でもいれば安心して利用できる。 ・ 医師の意見や医院のプログラムを反映してセンターに取り込む医療連携が必要になると考えている。 ・ 都の障害者スポーツは、オリンピック・パラリンピック準備局の管轄下であり、地域スポーツ施設と同じ扱いである。“リハビリテーションからスポーツへ”を目標に障害者でもスポーツを通じた豊かな生活の実現できるという支援をしていることの理解を広める。 ・ 運動・栄養・休養の点から食堂エリアもコミュニティとして地域に開かれ、充実していくと、間接的に施設利用促進を図れるのではないかと考える。
<p>施設の特長</p>	
<p>同施設は、障害者スポーツの導入役と地域スポーツ施設の利用に向けた橋渡し役を担っている。そのための人材育成や教室の実施等に積極的に取り組んでいる。東京 23 区内の地域での教室の要請には、どこでも応える。</p> <p>人材育成の観点からは、障害者スポーツボランティア講習会を開催したり、近隣の大学の学生をボランティアとして、教室のサポートに呼び込んだりしている。また、特別支援学校や区市町村、社会福祉協議会等と連携を取って、地域を巻き込んだ障害者スポーツの振興に取り組んでいる。</p> <p>また、利用者が多く、様々なケースに直面する機会が多い施設が、「障害を知っている人が一人でもいれば、地域スポーツ施設でも十分、障害者を受け入れることができる」と言っている点は、地域スポーツ施設での障害者の利用を促進する上で、力強い示唆である。</p>	

◇障害者専用のスポーツ施設

施設名		新潟県障害者交流センター(新潟ふれ愛プラザ)	
所在地		新潟県新潟市江南区亀田向陽1丁目9番1号	
施設の開設年・月		1997年4月	
施設概要		<p>設置目的：障害のある人の健康増進、教育活動、地域社会との交流を通じ、自立と社会参加を目指すための活動拠点として、また、視覚や聴覚に障害のある人への情報提供施設として開設した。</p> <p>保有施設：体育館、温水プール、プレイルーム、サウンドテーブルテニス室、感覚訓練室、リハビリ・トレーニング室、集会室、会議室、研修室、音楽室、閲覧コーナー、宿泊室等。</p> <p>同施設では、最寄りの駅との間をつなぐ送迎バスを巡回させている。</p>	
設置主体	指定管理者	新潟県	社会福祉法人 新潟県身体障害者団体連合会
職員数		常勤職員(11人)、非常勤職員(9人)	
職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格		<p>障がい者スポーツ指導員 初級(5人)、中級(0人)、上級(4人)</p> <p>健康運動指導士(2人)</p> <p>健康運動実践指導者(2人)</p> <p>保健体育教員免許(3人)</p> <p>日本体育協会公認指導者(0人)</p>	
利用者の状況		<p>障害者を含む2013年度の延べ利用者数は89,693人であり、そのうち障害者の利用者の割合は、45.5%(40,811人)である。</p> <p>障害別延べ利用者数の内訳は、視覚障害(1,498人)、聴覚障害(1,658人)、肢体不自由(23,378人)、内部障害(556人)、知的障害(9,975人)、精神障害(2,697人)、重複障害(1,049人)。</p>	
利用促進のための体制	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 施設別マニュアルはあるが、障害別マニュアルは作成していない。 	
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 現状体制としての職員の資格者は足りている。 夏場のプールはアルバイトを増員している。 施設で提供しているプログラムは、午前はトレーニング室、午後はプールと体育館で実施し、職員の配置不足を解消している。 	
	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> 同施設に、新潟県内の障害者関連の施設や組織・団体の事務局が設置されているため、各組織の連携が取りやすい。(例えば)新潟県障害者交流センターの他に、新潟県聴覚障害者情報センター、新潟県点字図書館、新潟県障害者リハビリテーションセンター、社会福祉法人新潟県身体障害者団体連合会、新潟県障害者社会参加推進センター、人新潟障害者スポーツ協会、社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会、社団法人新潟県聴覚障害者協会が事務所を構えている。 	

利用促進のための体制	工夫点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のアンケートを基に、人気の高いプログラムを増やしたり、前年度の参加実績を参考にして教室の内容を検討している。 ・ 県内の団体・施設・学校等との連携を図り、巡回スポーツ教室を実施している。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅から施設までのアーケードの下を通っていくことができるが、途中で途絶えているため、施設までの建設を要望している。 ・ 課題としては、障害の多様化、高齢化が進んでおり、対応が複雑になっている。 ・ 車で施設利用に通える範囲は概ね50km程度までとなっており、それより遠方の利用者の交通手段の確保が困難となっている。
障害者の利用を想定した安全確保	初回利用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用登録時に障害の程度や健康状態の記入を求め、スタッフが把握できるようにしている。
	スタッフ教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全についての研修は、休館日を活用して年間6回行っている。 ・ 職員は業務日誌をつけており、日々のミーティングで発表することで情報共有している。
	トラブル対処法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の情報をスタッフ間で共有している。
	安全確保に向けて取り組んでいること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設のバリアフリー化が進んでおり、館内は広々としており設備面は安全である。 ・ 毎日朝礼時に器具の点検等の安全確認を行っている。
障害者の安全な利用に向けた取組	事故事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命にかかわる事故は今までに発生していない。
	事故を未然に防ぐための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理の側面から、なるべく物を置かないようにしている。それでも置かざるを得ない物は、壊れにくいプラスチックでできたものを選んで置いている。 ・ 物を投げてはいけないことを徹底している。 ・ 器具、用具は、必ず鍵のかかる場所に保管している。
	地域のスポーツ施設で安全に利用するための提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のスポーツ施設で障害者の利用を受け入れるために必要なことは、障害の知識を持っている職員がいること、障害者と接した経験があることがとても重要である。 ・ 同じ施設内に事務局を置く障害者スポーツ協会が、地域スポーツ施設向けの巡回教室を実施している。この教室では、障害者の他に、地域スポーツ施設の職員も参加し、障害者のスポーツを体験できる場となっている。

<p>障害者の利用促進に向けた取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種教室には、障害の有無にかかわらず、また、年齢、男女を問わず誰もが参加できる。障害のある者となない者の利用は半々である。 ・ 利用促進には、サービスを低下させることないように、常に利用者の意見を反映していくことが重要である。 ・ 民間のクラブや地域の公共スポーツ施設での障害者の利用が増えている。民間のスイミングクラブでは、軽度の障害者を受け入れている。 ・ パラリンピックの選手は、民間施設でトレーニングしている。 ・ 地元のサッカーやバスケのチームである新潟アルビレックスの取組として、プロサッカー選手と車椅子バスケの選手が交流している。 ・ 福祉系の学生には、障害者スポーツを学ぶ機会を提供している。 ・ スポーツ推進委員に、障害者の理解を促す必要がある。シッティングバレーの大会でスポーツ推進委員に協力を求め、障害者スポーツに触れる機会を設けた。
<p>その他、利用促進に関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県は広く、施設から離れた場所の住民は恩恵を受けにくい。上越にも同様の施設が必要である。また地域の公共施設を活用し、サテライト方式で長岡、佐渡にも拠点を設置できるのが望ましい。 ・ 障害者を対象とした教室を開いている市町村もあるが、多くの場合年1回程度と少ない。障害者向けの教室の拡充は難しいとして、地域住民向けのスポーツ教室に可能な範囲で障害者を受け入れるよう配慮する必要がある。
<p>施設の特長</p>	
<p>同施設内には、新潟県内の多くの障害者に関わる組織が事務局を置いている。このため、各機能の連携が取りやすい。</p> <p>また、地域のスポーツ施設での障害者の受け入れを促すための取組を徹底している。巡回教室の開催、民間のスイミングクラブでの軽度の障害者の受け入れ、パラリンピック選手の民間施設でのトレーニングなど、障害者と受け入れ側である施設やクラブが相互理解するきっかけ作りをしている。さらに、プロサッカーチームと車椅子バスケボールチームが交流するなど、障害者スポーツを盛り上げる工夫もしている。</p> <p>広い県内全域をカバーするため、サテライト方式の導入の必要性を訴えている。</p>	

Ⅲ. まとめと考察

Ⅲ. まとめと考察

1. アンケートの要旨

(1) 職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関する資格

地域スポーツ施設では「障がい者スポーツ指導員(初級)」がいる施設が25%(5か所)、「障がい者スポーツ指導員(中級)」がいる施設が10%(2か所)であった。障害者スポーツ施設では「障がい者スポーツ指導員(上級)」がいる施設が83%(20か所)であった。【図表1-2】

(2) 施設利用時の手続き・確認事項

個人利用での初回利用時に「障害種別や程度等の申請が必要」な施設は、地域スポーツ施設では35%(7か所)であるのに対し、障害者スポーツ施設では83%(20か所)であった。地域スポーツ施設では、利用料の減免に際しての障害者手帳の確認のみであるところが多いが、障害者スポーツ施設では、申請時に障害者手帳の提示以外にも既往症や投薬の有無も確認していた。【図表2-1】

(3) 障害者の利用状況

障害者の利用者数が「増えている」と答えた施設は、地域スポーツ施設では55%(11か所)、障害者スポーツ施設では54%(13か所)であった。増えている理由としては、地域スポーツ施設では「減免制度がある」「スポーツ団体との連携」「社会福祉団体との連携」、障害者スポーツ施設では「プログラムがある」「バリアフリー」「減免制度がある」であった。【図表3-1】

(4) 安全な利用にかかわるマニュアルの作成状況

安全な利用に関わるマニュアルが「ある」と答えた施設は、地域スポーツ施設では75%(15か所)、障害者スポーツ施設では83%(20か所)に達している。ただし、マニュアルを保有している施設のうち、障害別の特性を考慮した項目が「ある」と答えた施設は、地域スポーツ施設では20%(3か所)、障害者スポーツ施設では55%(11か所)であった。【図表4-1】

(5) 障害者の利用促進や安全確保に資する設備

障害者の利用の安全に資する設備として、地域スポーツ施設、障害者スポーツ施設ともに「階段片側の手すり」「階段両側の手すり」「点字案内・ブロック」を多くの施設が挙げている。また「非常用スロープ」を挙げたところは、地域スポーツ施設では9か所あり、障害者スポーツ施設では19か所、「非常時を伝える設備」に関しては、それぞれ7か所、21か所であった。【図表5-1】

(6) 障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項

障害者の安全な利用に向けて重要と考える事項としては、地域スポーツ施設と障害者スポーツ施設ともに、「障害者の利用に対応した施設・設備の整備」を挙げたところが最も多く、それぞれ90%(18か所)、92%(22か所)であった。次いで「障害者スポーツに対応できる人材の育成」をそれぞれ45%(9か所)、58%(14か所)の施設が挙げ、「障害者の救急対応の整備」をそれぞれ45%(9か所)、50%(12か所)の施設が挙げた。ハード面での整備だけではなく、ソフト面での整備の重要性も指摘された。

【図表7-1】

2. ヒアリング調査(事例調査)の要旨

(1) 人材の育成・確保

地域スポーツ施設において、障害者の利用を促進する上で重要なことは、障害の理解及び障害者スポーツの知識や経験のある人材の育成や確保である。

(2) 障害者関連施設や団体との連携

①障害者スポーツ施設の事業の活用

障害者スポーツ施設では、地域スポーツ施設に指導者が出向いて、障害者を対象にしたスポーツ教室(「出前教室」や「地域の教室」等)を開催しているところが多い。また、地域スポーツ施設の職員向けに、研修や講座を開催しているところもある。

②各種団体が保有する知見とノウハウの活用

障害者の利用を促進するにあたり、障害の理解や障害者スポーツの知識や経験の豊富な障害者スポーツ施設、障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導者協議会、障害者団体、特別支援学校等と連携を図る必要がある。このような施設、団体、学校は、数々の事例や経験に基づく、専門性の高い知見とノウハウを有している。ソフト面での整備以外にも、施設の改修等でも適切な提案、示唆が得られる。

(3) マニュアル化の促進

利用者の障害の種別や程度が多様であるため、地域のスポーツ施設では、事例を積み上げて、経験と対策をマニュアル化していくことが重要である。このことが、障害者のスポーツ利用促進につながる。

3. 今後の公共スポーツ施設における障害者の利用促進に向けて

障害の理解や障害者スポーツの知識や経験のある人材の確保と育成が重要である。加えて、障害者スポーツ施設、障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導者協議会、障害者団体、特別支援学校等との連携により、多くの知見やノウハウを活用することができる。障害者といっても、障害の種別や程度、競技レベルは様々である。そのため、施設内の人材育成だけでなく、施設外の団体との連携、そして施設を利用する個人とも関係性を深めていく姿勢が、障害者のスポーツ活動・参加の機会の拡充につながる。

スポーツ基本法の施行、障害者差別解消法の成立、さらには2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備等、我が国の地域における障害者のスポーツ活動は拡大期にある。こうした状況を踏まえた上で、地域スポーツ施設においては、個人に照らし合わせた利用実績や安全確保の事例を積み上げていくことが期待される。

4. 先進事例

事例1：地域スポーツ施設での先進的な取組

目黒区民センター体育館

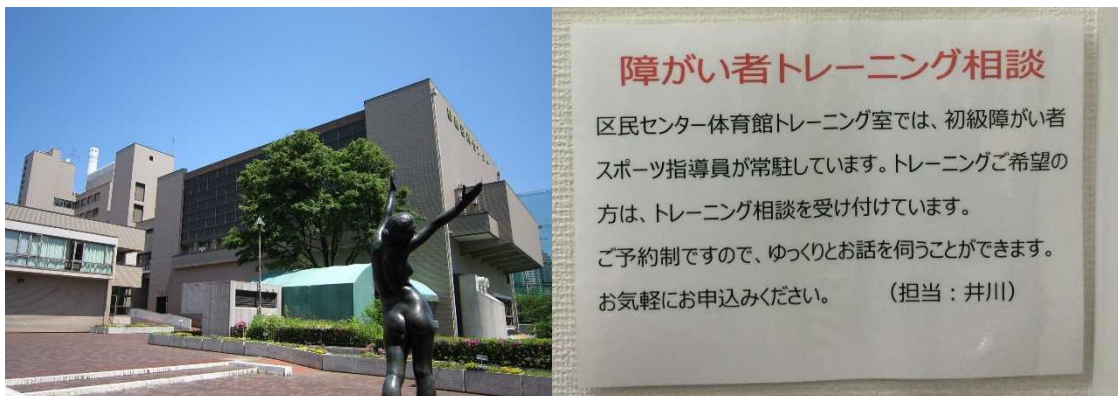
目黒区民センター体育館では、障害者の利用促進を始めた7年前には、障害者の利用者数が2,200人に過ぎなかった。2013年には4,200人とほぼ倍増した。

同施設で障害者の利用者数が増えている背景には、障害者の利用に対し職員が高い意識を持って取り組んできたことによる。同施設は、1974年に開設された古い施設であり、バリアフリー化ができない部分もある。しかし、入口からは車椅子が入れないので隣の建物のエレベーターを使って入館できるようにする、空いている会議室をプール利用時の家族更衣室として使う、利用者一人ひとりに取り組むスポーツを聞いて個別のトレーニングメニューを提供するといった数々の運用上の工夫をしている。

同施設の職員の意識を高めるための入口となっている方策が、障がい者スポーツ指導員の資格取得促進である。「障がい者スポーツ指導員（初級）」の資格保有者の数は、42人の職員中19人と、地域スポーツ施設としては突出して多い。

同施設の設置者である東京都目黒区においては、資格取得を支援する取組をしており、同区では、障がい者スポーツ指導員の資格習得を促す講習会を2011年から毎年開催している。講習会に参加した同施設の職員によれば「なかなか触れる機会がなかった障害者スポーツの専門的な知識を、体系的に得られることは有益である。また安心感につながった」という。さらに、「得た知識もさることながら、資格取得を通じて、障害者スポーツに触れ、考える機会を得られた」とも言う。

また目黒区は、同区内にある5つある体育館を、障害者の利用促進に関しても競争させている。同施設の指定管理者である美津濃によると、「同施設で培った障害者スポーツに関する知見は、パイロット事例として企業内でも共有されている。」という。



事例 2：障害者スポーツ施設での先進的な取組 障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール）

横浜ラポールでは、安全確保と人材育成を、同じ人材担当者が一元的に管理するシステムを確立している。これにより部署間での連携ミスをなくし、事故やヒヤリハット等で得られた教訓を、人材育成やマニュアルに迅速かつ確実に生かしている。特にリスクの高い施設、高いスキルが要求される施設では、それぞれの施設とその利用者の特性を考慮した、安全確保が可能となり得る的確な育成プログラムを考え、実施している。

例えば、特にリスクが高いプールでは、3人から4人配置している監視役のアルバイトを含むスポーツ指導員を対象に、事故の発生を想定し、意識確認や引き上げといった一連の対処の流れを、救命救急研修の一環として毎日行っている。実施時間は、開館前の5分から10分程度である。

マンツーマンでのきめ細かい対応のスキルが求められるフィットネスルームでも、バイクのペダルに足を固定する方法といった器具の扱い方を伝える方法や、障害の違いに応じた対応方法等を確認し、共有している。

さらに、毎月11日を防災の日と定め、それぞれの施設で防災訓練を実施している。備品のチェックや、災害時に起こり得るシーンを想定した誘導・対応を、スポーツ指導員を含む職員とアルバイトの間でシミュレーションする。年に2回実施する全館で行う防災訓練では、負傷者役として、障害者も参加している。

横浜ラポールでは、接遇や救命救急等のプログラムを実施するだけでなく、現場で起きたヒヤリハットの事例を元にした対応方法を、迅速にアルバイトを含むスポーツ指導員に普及するため組織改変を行った。



IV. 參考資料

【参考資料1】調査回答施設

		障害者スポーツ施設		地域スポーツ施設			
施設の開設年	～1979年	4施設 (16.7%)		10施設 (50.0%)			
	1980～1989年	9施設 (37.5%)		3施設 (15.0%)			
	1990～1999年	8施設 (33.3%)		6施設 (30.0%)			
	2000年以降	2施設 (8.3%)		1施設 (5.0%)			
	不明・無回答	1施設 (4.2%)		—			
利用者数（平成25年度の延べ人数）	利用者数	平均	132,718人		平均	588,627人	
		(内訳)～10,000人	1施設 (4.2%)		(内訳)～200,000人	0施設 (0%)	
		10,001～100,000人	10施設 (41.7%)		200,001～500,000人	6施設 (30.0%)	
		100,001～200,000人	9施設 (37.5%)		500,001～1,000,000人	2施設 (10.0%)	
		200,001人～	4施設 (16.7%)		1,000,001人～	1施設 (5.0%)	
		不明・無回答	—		不明・無回答	11施設 (55.0%)	
	障害者の利用者数	平均	69,915人		(障害者の利用を把握していると回答した8施設 (40.0%)における回答状況)		
		(内訳)～10,000人	1施設 (4.2%)		(内訳)～1,000人	1施設 (12.5%)	
		10,001～50,000人	10施設 (41.7%)		1,001～10,000人	4施設 (50.0%)	
		50,001～100,000人	7施設 (29.2%)		10,001～30,000人	2施設 (25.0%)	
		100,001人以上	5施設 (20.8%)		30,001人以上	1施設 (12.5%)	
		不明・無回答	1施設 (4.2%)		不明・無回答	—	
	障害種別利用者数	平均値	最大値	最小値	(障害者の利用を把握している施設のうち、当該障害種の利用者がいたと回答した施設数)		
視覚障害		3,507人	18,977人	10人	3施設 / 8施設		
聴覚障害		1,886人	5,565人	20人	4施設 / 8施設		
肢体不自由		23,292人	78,047人	419人	5施設 / 8施設		
内部障害		1,766人	5,072人	17人	2施設 / 8施設		
知的障害		15,546人	76,235人	532人	6施設 / 8施設		
精神障害		3,985人	17,786人	37人	4施設 / 8施設		
重複障害		3,592人	9,125人	303人	3施設 / 8施設		
その他		10,436人	48,882人	29人	3施設 / 8施設		
障害者の利用者の扱い	障害者は無料	20施設 (83.3%)		5施設 (25.0%)			
	障害者は減額対象	2施設 (8.3%)		8施設 (40.0%)			
	設置自治体在勤又は在住者は無料	1施設 (4.2%)		2施設 (10.0%)			
	設置自治体在勤又は在住者は減額	0 (0%)		0 (0%)			
	障害の有無にかかわらず同じ	0 (0%)		4施設 (20.0%)			
	その他	1施設 (4.2%)		0 (0%)			
	不明・無回答	—		1施設 (5.0%)			
利用者の事故対応の保険	利用している	23施設 (95.8%)		18施設 (90.0%)			
	(保険の内容)	<ul style="list-style-type: none"> 施設賠償責任保険 傷害保険 レクリエーション保険 NPO活動総合保険 社会福祉協議会の保険 スポーツ安全保険 等 		<ul style="list-style-type: none"> 施設賠償責任保険 傷害保険 全国市長会市民総合賠償補償保険 指定管理者賠償責任保険 スポーツファシリティーズ保険 スポーツ安全保険 等 			
	利用していない	1施設 (4.2%)		1施設 (5.0%)			
	不明・無回答	—		1施設 (5.0%)			

※割合については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

【参考資料2】参考文献

- 1) 田中暢子 『障がい者とスポーツ』「生涯スポーツ実践論 生涯スポーツを学ぶ人たちに改訂3版」川西正志、野川春男 編著 市村出版 2012.
- 2) (公財)日本障害者スポーツ協会 編「障害者スポーツ指導教本 初級・中級〈改訂版〉」ぎょうせい 2012.
- 3) (公財)笹川スポーツ財団 (2013) 「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」2013.
- 4) (公財)笹川スポーツ財団 (2014) 「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業（地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究）報告書」2014.
- 5) 内閣府「平成26年度版 障害者白書」2014.

【参考資料3】質問紙調査票 及び ヒアリング調査票

(1) 地域スポーツ施設アンケート調査票

障害者のスポーツ施設の利用等に関する調査

本調査は、平成26年度文部科学省「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」の一環として、地域における障害者のスポーツ参加を安全かつ円滑に進めることができる環境の整備、障害者のスポーツ参加機会の拡充に資することを目的としています。

いただいた回答は統計的に処理され、回答者や施設名が公表されることはありません。調査結果は、文部科学省のホームページ等を通じて公表されるとともに、障害者がスポーツに参加する際の安全確保施策の充実のための基礎資料として活用されます。回答に困難な項目がある場合も、可能な範囲で御回答いただければと存じます。またお手数でも、返信の際には年報や安全管理、利用案内などの関係資料も同封していただけますと幸いに存じます。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

2014年12月

特定非営利活動法人 STAND

(文部科学省からの委託を受けて実施)

【返送方法】郵送にてご返送ください。

① 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）へお送りください。

調査票の発送・回収・データ入力については、特定非営利活動法人 STAND が担当しています。

調査について、ご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

特定非営利活動法人 STAND

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-18-2


TEL：03-5773-4705

回答期限：2014年12月19日（金）当日消印有効

Q1 貴施設の概要についてお伺いします。

なお、本調査では、障害のある利用者を「障害者」、その他一般の利用者を「その他一般」と記述します。

(1)施設名（正式名称）		
(2)施設の開設年・月	西暦（	）年（
(3)管理している組織の名称		
(4)設置者(自治体)の名称		
(5)職員数及びそのうち常勤職員数	職員数（	）人 うち、常勤職員数（
(6)職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格（資格を保有する常勤・非常勤の職員を合わせた人数を記入してください）	障害者スポーツ指導員(初級)	（
	障害者スポーツ指導員(中級)	（
	障害者スポーツ指導員(上級)	（
	健康運動指導士・健康運動実践指導者	（
	保健体育教員免許	（
	日本体育協会公認指導者	（

(7)障害者の利用料の扱い	1. 障害者は無料 3. 設置自治体在勤または在住者は無料 5. 健常者と同じ	2. 障害者は減額対象 4. 設置自治体在勤または在住者は減額 6. その他 ()
(8)貴施設は、利用者の事故対応に、保険を利用されていますか	1. はい	2. いいえ
	 「1. はい」の場合、どのような保険であるのかご教示ください。 (保険の内容)	

Q2 貴施設での障害者の利用状況、利用方法についてお伺いします。

(1)平成25年度における障害者の利用を把握していますか	1. 把握している	2. 把握していない
------------------------------	-----------	------------

(1)で「1. 把握している」と御回答の施設は、(2)でさらにお伺いします。「2. 把握していない」と御回答の施設は、Q3へ。

(2)平成25年度の障害者利用数 (年間の延べ人数をお答えください)	障害者の利用者延べ人数 ()人		
(3)どのような障害がありましたか。 (当てはまるものすべてに○)	1. 視覚障害 4. 内部障害 7. 重複障害	2. 聴覚障害 5. 知的障害 8. その他 ()	3. 肢体不自由 6. 精神障害
(4)平成25年度の利用者数 (年間の延べ人数をお答えください)	利用者総数 ()人		

Q3 障害者が「個人利用」をする場合、貴施設での初回利用時の確認事項についてお伺いします。

(1)個人の利用申請に際し、障害種別や程度等の申請が必要ですか	1. はい	2. いいえ	
(2)どのような手続き・確認をしていますか(当てはまるものすべてに○)	1. 障害者手帳の提示 4. 確認していない	2. 既往症の確認 5. その他()	3. 投薬の有無の確認

Q4 障害者団体が「団体利用」する場合、貴施設での手続き・確認事項についてお伺いします。

(1)団体の利用申請に際し、障害種別や程度などの申請が必要ですか	1. はい	2. いいえ	
(2)どのような手続き・確認をしていますか(当てはまるものすべてに○)	1. 障害者手帳の提示 4. 確認していない	2. 既往症の確認 5. その他()	3. 投薬の有無の確認

Q5 貴施設での障害者の利用についてお伺いします。

(1)障害者の利用状況

①障害者の利用は以前に比べて増えていますか	1. 増えている	2. 増えていない
-----------------------	----------	-----------

①で「1. 増えている」と御回答の施設は、②へ
 「2. 増えていない」と御回答の施設は、③へ

②増えている理由は何だと思われ ますか (当てはまるものすべてに○)	1. 設備がバリアフリーになっている 3. 障害者向けのプログラムがある 5. 広報活動の成果 7. スポーツ団体との連携 9. その他 ()	2. 対応できる職員がいる 4. 減免制度がある 6. 利用者への理解促進 8. 社会福祉団体との連携
--	--	--

③増えていない理由は何だと思われ ますか (当てはまるものすべてに○)	1. 利用者が来ない 3. 対応できる職員がいない 5. 減免制度がない 7. 利用者への理解促進が図れていない 9. その他 ()	2. 設備がバリアフリーになっていない 4. 障害者向けのプログラムがない 6. 広報活動が十分ではない 8. 団体との連携が図れていない
---	---	--

(2)障害者の利用を断った事例

①障害者の利用をやむを得ず断ったこと がありますか	1. ある	2. ない
------------------------------	-------	-------

①で「1. ある」と御回答の施設は、②へ
 「2. ない」と御回答の施設は、Q6へ

②断ったのはどの利用時ですか	1. 個人利用 3. その他 ()	2. 団体利用	
③断った際の利用者の障害種別は何で すか (当てはまるものすべてに○)	1. 視覚障害 4. 内部障害 7. 重複障害	2. 聴覚障害 5. 知的障害 8. その他 ()	3. 肢体不自由 6. 精神障害
④断った理由は何ですか (当てはまるものすべてに○)	1. 介助者がいなかったため 2. 障害者に対応できる職員がなかったため 3. 安全確保が出来ないと判断したため 4. 車椅子利用や補助具で床が傷つく等、施設・設備面の対応ができないため 5. 健常者との共同利用が困難と判断したため 6. プール用車椅子など障害者が利用する際の用具等が常備されていないため 7. その他 ()		

Q 6 貴施設での利用に関するマニュアルについてお伺いします。

(1)安全な利用にかかわるマニュアルがありますか	1. ある	2. ない
<p>(1)で「1. ある」と御回答の施設にお伺いします。</p> <p>「2. ない」と御回答の施設は、(3)へ。</p>		
(2)そのうち障害別の特性を考慮した項目がありますか	1. ある	2. ない
(3)今後マニュアルを作成する予定はありますか	1. ある	2. ない

Q 7 障害者の利用促進や安全確保に資する設備についてお伺いします。

(1) 貴施設が設置・整備するもので、「利用促進」「安全確保」に資すると考えられるものすべてに○印を記入してください。なお設置・整備されていない項目は未記入。 (当てはまるものすべてに○。1つの項目が「利用促進」と「安全確保」の双方に資すると考えられる場合は双方に○印を記入してください。)		利用促進	安全確保
	1. 階段片側の手すり		
2. 階段両側の手すり			
3. 館内を移動するためのスロープ			
4. 非常用のスロープ			
5. エレベーター			
6. 多目的トイレ			
7. 多目的更衣室(家族更衣室を含む)			
8. 視覚障害者向け放送・音声案内設備			
9. 視覚障害者向け点字案内板、ブロック			
10. 聴覚障害者に非常時を伝える設備			
11. その他 ()			

Q 8 貴施設での救急体制についてお伺いします。

(1)職員（常勤、非常勤を問わない）の中に、安全確保のための講習会を修了している職員がいる場合は、その修了した講習会に○をつけてください。（当てはまるものすべてに○）	1. 赤十字救急法指導員講習会 2. 消防庁 救命入門コース講習会 3. 救命技能認定講習会 4. 救命技能認定講習会(自動体外式除細動器業務従事者) 5. その他()
(2)AEDの講習などの職員向け救急講習を定期的実施していますか	1. している 2. していない

Q 9 障害者の安全な利用に向けて重要だと考える項目についてお伺いします。

(1)障害者が安全に利用するために特に大切と考えることについて上位3項目に○印を記入してください	1. 障害者の利用に対応した施設・設備の整備 2. 職員向けマニュアルの整備 3. 障害者向けプログラムの充実 4. 障害者への救急対応の整備 5. 障害者スポーツを含む外部施設との連携 6. 利用者への理解促進 7. 障害者スポーツに対応できる人材の育成 8. 障害者の利用に関する周知・広報 9. 資金確保 10. その他 ()
--	--

Q10 Q1～Q9の回答以外に、貴施設で実施している障害者の安全な利用への対応策があれば御記入ください。(自由記入)

--

回答者について御記入ください。

(1)回答者名		(2)職名	
(3)電話番号		(4)E-mail	

～以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました～

※可能であれば、以下の項目についても御協力ください。

事故事例について

貴施設における障害者の利用に関して、事故又は事故に至る可能性のあった事例を把握していますか。障害者が関わった代表的な事例があれば御回答ください。代表的な事例（1～2件）をご記入ください。

(参考例) 事故 ・ 事故に至る可能性があった (どちらかに○)

(1) 発生した場所	プール
(2) 被害者または危険な状況に遭ったひと	脳梗塞による片麻痺の高齢者
(3) 発生した状況	個人利用が多いプールの時間帯
(4) 起きたことの内容(何が起こったのか)	更衣室に移動しようとした高齢者と、プールに入ろうとして走ってきた子供がぶつかった。
(5) 原因(なぜ起こったのか)	子供が走ってきて、高齢者がよけきれず、転倒しそうになった。転倒する寸前のところで、職員が転倒者を支えて大事故にはならなかった。
(6) この事例をきっかけにマニュアル化したこと	監視員が目配りをする。掲示、放送での呼びかけ。子供や保護者に、プール内で走らないよう声かけをする。障害のある高齢者がプールサイドを歩くときは、職員はなるべく近くにいるようにする。

(事例1) 事故 ・ 事故に至る可能性があった (どちらかに○)

(1)発生した場所	
(2)被害者または危険な状況に遭ったひと	
(3)発生した状況	
(4)起きたことの内容(何が起こったのか)	
(5)原因(なぜ起こったのか)	
(6)この事例をきっかけにマニュアル化したこと	

報告書の事例集に掲載可能ですか（施設名は公表されません） はい ・ いいえ

(2) 障害者スポーツ施設アンケート調査票

障害者スポーツ施設における利用者の安全確保に関する調査

本調査は、平成26年度文部科学省「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」の一環として、地域における障害者のスポーツ参加を安全かつ円滑に進めることができる環境の整備、障害者のスポーツ参加機会の拡充に資することを目的としています。

いただいた回答は統計的に処理され、回答者や施設名が公表されることはありません。調査結果は、文部科学省のホームページ等を通じて公表されるとともに、障害者がスポーツに参加する際の安全確保施策の充実のための基礎資料として活用されます。回答に困難な項目がある場合も、可能な範囲で御回答いただければと存じます。またお手数でも、返信の際には年報や安全管理、利用案内などの関係資料も同封していただけますと幸いに存じます。お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

2014年12月

特定非営利活動法人 STAND

(文部科学省からの委託を受けて実施)

【返送方法】郵送にてご返送ください。

② 郵送：同封の返信用封筒（受取人払い）へお送りください。

調査票の発送・回収・データ入力については、特定非営利活動法人 STAND が担当しています。

調査について、ご不明な点などございましたら、下記までご連絡ください。

特定非営利活動法人 STAND

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-18-2


TEL：03-5773-4705

回答期限：2014年12月19日（金）当日消印有効

Q1 貴施設の概要についてお伺いします。

なお、本調査では、障害のある利用者を「障害者」、その他一般の利用者を「その他一般」と記述します。

(1)施設名（正式名称）		
(2)施設の開設年・月	西暦（ ）年（ ）月	
(3)管理している組織の名称		
(4)設置者(自治体)の名称		
(5)職員数及び常勤職員の数	職員数（ ）人 うち、常勤職員数（ ）人	
(6)職員が保有する障害者スポーツ、体育等に関連する資格（資格を保有する常勤・非常勤の職員を合わせた人数を記入してください）	障害者スポーツ指導員(初級)	()人
	障害者スポーツ指導員(中級)	()人
	障害者スポーツ指導員(上級)	()人
	健康運動指導士・健康運動実践指導者	()人
	保健体育教員免許	()人
	日本体育協会公認指導者	()人

(7)障害者の利用料の扱い	1. 障害者は無料 3. 設置自治体在勤または在住者は無料 5. 健常者と同じ	2. 障害者は減額対象 4. 設置自治体在勤または在住者は減額 6. その他（ ）
(8)貴施設は、利用者の事故対応に、保険を利用されていますか	1. はい	2. いいえ
	 「1. はい」の場合、どのような保険であるのかご教示ください。 (保険の内容)	

(9)利用者数（延べ人数）	障害者とその他一般を合わせた平成 25 年度の利用者数（ ）人			
(10)障害者の利用者数（延べ人数）	障害者の平成 25 年度の利用者数（ ）人			
(11)平成 25 年度の障害別利用者数（年間の延べ人数をお答えください）	視覚障害	（ ）人	聴覚障害	（ ）人
	肢体不自由	（ ）人	内部障害	（ ）人
	知的障害	（ ）人	精神障害	（ ）人
	重複障害	（ ）人	その他	（ ）人

利用者数の回答を事業・年次報告書の送付に代える場合、こちらにチェックを入れてください ⇒
 事業・年次報告書は、本調査票と一緒に同封してください。

Q 2 「個人利用」をする場合、貴施設での初回利用時の確認事項についてお伺いします。

(1)個人の利用申請に際し、障害種別や程度等の申請が必要ですか	1. はい	2. いいえ
(2)どのような手続き・確認をしていますか（当てはまるものすべてに○）	1. 障害者手帳の提示 4. 確認していない	2. 既往症の確認 5. その他() 3. 投薬の有無の確認

Q 3 「団体利用」する場合、貴施設での手続き・確認事項についてお伺いします。

(1)団体の利用申請に際し、障害種別や程度などの申請が必要ですか	1. はい	2. いいえ
(2)どのような手続き・確認をしていますか（当てはまるものすべてに○）	1. 障害者手帳の提示 4. 確認していない	2. 既往症の確認 5. その他() 3. 投薬の有無の確認

Q 4 貴施設での障害者の利用についてお伺いします。

(1)障害者の利用状況

①障害者の利用は以前に比べて増えていますか	1. 増えている	2. 増えていない
-----------------------	----------	-----------

①で「1. 増えている」と御回答の施設は、②へ
「2. 増えていない」と御回答の施設は、③へ

②増えている理由は何だと思われ ますか (当てはまるものすべてに○)	1. 設備がバリアフリーになっている 3. 障害者向けのプログラムがある 5. 広報活動の成果 7. スポーツ団体との連携 9. その他 ()	2. 対応できる職員がいる 4. 減免制度がある 6. 利用者への理解促進 8. 社会福祉団体との連携
--	--	--

③増えていない理由は何だと思われ ますか (当てはまるものすべてに○)	1. 利用者が来ない 3. 対応できる職員がいない 5. 減免制度がない 7. 利用者への理解促進が図れていない 9. その他 ()	2. 設備がバリアフリーになっていない 4. 障害者向けのプログラムがない 6. 広報活動が十分ではない 8. 団体との連携が図れていない
---	---	--

(2)障害者の利用を断った事例

①障害者の利用をやむを得ず断ったこと がありますか	1. ある	2. ない
------------------------------	-------	-------

①で「1. ある」と御回答の施設は、②へ。
「2. ない」と御回答の施設は、Q 5へ。

②断ったのはどの利用時ですか	1. 個人利用 3. その他 ()	2. 団体利用
----------------	-----------------------	---------

③断った際の利用者の障害種別は何 ですか (当てはまるものすべてに○)	1. 視覚障害 4. 内部障害 7. 重複障害	2. 聴覚障害 5. 知的障害 8. その他 ()	3. 肢体不自由 6. 精神障害
---	-------------------------------	----------------------------------	---------------------

④断った理由は何ですか (当てはまるものすべてに○)	1. 介助者がいなかったため 2. 障害者に対応できる職員がなかったため 3. 安全確保が出来ないと判断したため 4. 車椅子利用や補助具で床が傷つく等、施設・設備面での対応ができない 5. 健常者との共同利用が困難と判断したため 6. プール用車椅子など障害者が利用する際の用具等が常備されてない 7. その他 ()		
-------------------------------	--	--	--

Q5 貴施設での利用に関するマニュアルについてお伺いします。

(1)安全な利用にかかわるマニュアルがありますか	1. ある	2. ない
--------------------------	-------	-------

(1)で「1. ある」と御回答の施設にお伺いします。

「2. ない」と御回答の施設は、(3)へ。

(2)そのうち障害別の特性を考慮した項目がありますか	1. ある	2. ない
----------------------------	-------	-------

(3)今後マニュアルを作成する予定はありますか	1. ある	2. ない
-------------------------	-------	-------

Q6 障害者の利用促進や安全確保に資する設備についてお伺いします。

(1) 貴施設が設置・整備するもので、「利用促進」「安全確保」に資すると考えられるものすべてに○印を記入してください。なお設置・整備されていない項目は未記入。 (当てはまるものすべてに○。1つの項目が「利用促進」と「安全確保」の双方に資すると考えられる場合は双方に○印を記入してください。)		利用促進	安全確保
	1. 階段片側の手すり		
2. 階段両側の手すり			
3. 館内を移動するためのスロープ			
4. 非常用のスロープ			
5. エレベーター			
6. 多目的トイレ			
7. 多目的更衣室(家族更衣室を含む)			
8. 視覚障害者向け放送・音声案内設備			
9. 視覚障害者向け点字案内板、ブロック			
10. 聴覚障害者に非常時を伝える設備			
11. その他 ()			

Q7 貴施設での救急体制についてお伺いします。

(1)職員（常勤、非常勤を問わない）の中に、安全確保のための講習会を修了している職員がいる場合は、その修了した講習会に○をつけてください。（当てはまるものすべてに○）	1. 赤十字救急法指導員講習会 2. 消防庁 救命入門コース講習会 3. 救命技能認定講習会 4. 救命技能認定講習会(自動体外式除細動器業務従事者) 5. その他()
(2)AEDの講習などの職員向け救急講習を定期的実施していますか	1. している 2. していない

Q8 障害者の安全な利用に向けて重要と考える項目についてお伺いします。

(1)障害者が安全に利用するために特に大切と考えることについて上位3項目に○印を記入してください	1. 障害者の利用に対応した施設・設備の整備 2. 職員向けマニュアルの整備 3. 障害者向けプログラムの充実 4. 障害者への救急対応の整備 5. 障害者スポーツを含む外部施設との連携 6. 利用者への理解促進 7. 障害者スポーツに対応できる人材の育成 8. 障害者の利用に関する周知・広報 9. 資金確保 10. その他 ()
--	--

Q9 Q1～Q8の回答以外に、貴施設で実施している障害者の安全な利用への対応策があれば御記入ください。(自由記入)

--

回答者について御記入ください。

(1)回答者名		(2)職名	
(3)電話番号		(4)E-mail	

～以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました～

※可能であれば、以下の項目についても御協力ください。

事故事例について

貴施設における障害者の利用に関して、事故又は事故に至る可能性のあった事例を把握していますか。障害者が関わった代表的な事例があれば御回答ください。代表的な事例(1～2件)をご記入ください。

(参考例) 事故 ・ 事故に至る可能性があった (どちらかに○)

(7) 発生した場所	プール
(8) 被害者または危険な状況に遭ったひと	脳梗塞による片麻痺の高齢者
(9) 発生した状況	個人利用が多いプールの時間帯
(10)起きたことの内容(何が起こったのか)	更衣室に移動しようとした高齢者と、プールに入ろうとして走ってきた子供がぶつかった。
(11)原因(なぜ起こったのか)	子供が走ってきて、高齢者がよけきれず、転倒しそうになった。転倒する寸前のところを職員が転倒者を支えて大事故にはならなかった。
(12)この事例をきっかけにマニュアル化したこと	監視員が目配りをする。掲示、放送での呼びかけ。子供や保護者に、プール内で走らないよう声かけをする。障害のある高齢者がプールサイドを歩くときは、職員はなるべく近くにいるようにする。

(事例1) 事故 ・ 事故に至る可能性があった (どちらかに○)

(1)発生した場所	
(2)被害者または危険な状況に遭ったひと	
(3)発生した状況	
(4)起きたことの内容(何が起こったのか)	
(5)原因(なぜ起こったのか)	
(6)この事例をきっかけにマニュアル化したこと	

報告書の事例集に掲載可能ですか(施設名は公表されません) はい ・ いいえ

(3) 地域スポーツ施設のヒアリング調査

平成 26 年度文部科学省「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」事業

趣旨：調査報告書に盛り込むべき内容のうち、アンケート調査事項以外にアンケートによる統計情報の補完項目と実践的な情報の発掘の 2 つを目的にしています。

No	項目	記載欄
1	ヒアリング日	2014 年 月 日
2	対象者	施設名： 担当者：
3	ヒアリング者	

質問 1：障害者の利用を促進するための体制(マニュアル、人員配置、制度)についてお聞かせください。

- ・ マニュアルの有無
 - ある → どのようなものを持っているのか
A：いつから(スポーツ基本法の前 or 後)、B：指定管理の要求水準にあったか
 - ない → 何を頼りに、障害者を受け入れているのか
- ・ 有資格指導者の配置
 - 配置 → どのような方を配置しているのか
A：いつから(スポーツ基本法の前 or 後)、B：指定管理の要求水準にあったか
 - 配置なし → 障害者を受け入れる不安はないか
無資格でも、知識力・経験がある人はいるか
- ・ 障害者の利用を断った事例
 - ある → 理由は何か、どのような状況だったか
- ・ 今後の発展の方向性や視点

質問 2：障害者の利用を想定した安全確保についてお聞かせください。

- ・ 現在、安全確保に向けてしていること
- ・ 障害者の利用に際して、感じている不安

質問 3：障害者の安全な利用に向けて参考になるヒヤリハット(事故には至らなかったが危険な状況が生じた事柄)の事例についてお聞かせください。

- ・ どのような状況に危険が潜んでいるのか
- ・ どのように対処したことが功を奏したのか
- ・ どのような教訓が得られたのか

質問 4：障害者の利用促進に向けて、これから取り組みたいと考えていることをお聞かせください。

- ・ これから取り組みたいと考えていること
 - 【例えば】障害者の利用促進は、高齢者や運動の苦手な方の利用促進と通じるところが多いですが、高齢者や運動の苦手な方向けの教室に、障害のある方の参加は可能か。
- ・ 障害者の利用促進について取り組むべきだと考える課題
 - 【例えば】障害者がスポーツの楽しさを感じ、継続利用してもらうための取り組み、など

質問 5：障害者の利用促進に関して、その他御意見があればお聞かせください。

(4) 障害者スポーツ施設のヒアリング調査

平成 26 年度文部科学省「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」事業

趣旨：調査報告書に盛り込むべき内容のうち、アンケート調査事項以外にアンケートによる統計情報の補完項目と実践的な情報の発掘の 2 つを目的にしています。

No	項目	記載欄
1	ヒアリング日	2014 年 月 日
2	対象者	施設名： 担当者：
3	ヒアリング者	

質問 1：障害者の利用を促進するための体制(マニュアル、人員配置、制度)についてお聞かせください。

- ・ 障害別マニュアルの有無

ある → どのようなものを持っていますか

A：いつから B：どのような障害種から順に作ったのか

ない → 障害別の対応に不安はないか

- ・ 利用促進に向けた体制で、特に工夫している部分はどこか
- ・ 利用者の利用を促進する上で、抱えている課題は何か

【例えば】利用者がもつ障害の多様化、重複化、重度化、さらに高齢化への対応で抱えている課題

- ・ 今後の発展の方向性や視点

質問 2：障害者の利用を想定した安全確保についてお聞かせください。

- ・ 現在、安全確保に向けてしていること

【例えば、障害者優先施設での健常者と障害者の安全な利用に向けて】

初回利用時、障害者の利用についての説明、掲示物、スタッフ巡回、スタッフ教育

(障害理解)、簡易事故をまとめたもの、トラブル対処法や共有の仕方(ノートなど利用)など

- ・ 障害者の利用に際して、感じている不安

質問 3：障害者の安全な利用に向けて参考になるヒヤリハット(事故には至らなかったが危険な状況が生じた事柄)の事例についてお聞かせください。

- ・ どのような状況に危険が潜んでいるのか
- ・ どのように対処したことが功を奏したのか
- ・ どのような教訓が得られたのか
- ・ 地域のスポーツ施設が、障害者の利用を受け入れる上でどのような点に留意すべきか

質問 4：障害者の利用促進に向けて、これから取り組みたいと考えていることをお聞かせください。

- ・ これから取り組みたいと考えていること

【例えば】障害者の利用促進は、高齢者や運動の苦手な方の利用促進と通じるところが多いですが、高齢者や運動の苦手な方向けの教室に、障害のある方の参加は可能か。

- ・ 障害者の利用促進について取り組むべきだと考える課題

【例えば】障害者がスポーツの楽しさを感じ、継続利用してもらうための取り組み、など

質問 5：障害者の利用促進に関して、その他御意見があればお聞かせください。

【参考資料4】障害者スポーツ施設(障害者専用・優先施設) 一覧

番号	名 称	郵便番号	住 所	TEL FAX
1	札幌市身体障害者福祉センター	063-0802	北海道札幌市西区二十四軒2条6-1-1	011-641-8853 011-641-8966
2	苫小牧市中心障害者福祉センター	053-0018	北海道苫小牧市旭町2-1-11	0144-34-5821 0144-34-5835
3	サン・アビリティーズくしろ	084-0905	北海道釧路市鳥取南7-2-20	0154-51-9865 0154-51-0161
4	青森県身体障害者福祉センター (ねむのき会館)	030-0122	青森県青森市大宇野尻宇今田52-4	017-738-5033 017-738-0745
5	八戸福祉体育館	031-0001	青森県八戸市類家4-3-1	0178-43-0635 0178-44-5350
6	ふれあいランド岩手	020-0831	岩手県盛岡市三本柳8地割1-3	019-637-1000 019-637-7544
7	岩手県勤労身体障がい者体育館	020-0122	岩手県盛岡市青山4-12-31	019-645-2187 同上
8	サン・アビリティーズ一関	021-0821	岩手県一関市三関字桜町36-3	0191-21-2162 同上
9	宮城県障害者総合体育センター	983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-295-6550 022-295-6868
10	元気フィールド仙台	983-0039	宮城県仙台市宮城野区新田東4-1-1	022-231-1221 022-231-1230
11	秋田県勤労身体障害者スポーツセンター	010-1602	秋田県秋田市新屋下川原町2-4	018-863-7762 018-863-7765
12	大館市立中央公民館 (旧サンアビリティーズ大館)	017-0822	秋田県大館市桜町南45-1	0186-42-4369 0186-43-3536
13	秋田県社会福祉会館	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5	018-864-2700 018-864-2701
14	山形市福祉体育館	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-33	023-635-1771 同上
15	郡山市障害者福祉センター	963-8833	福島県郡山市香久池一丁目15-15	024-934-5811 024-933-2336
16	いわきサン・アビリティーズ	972-8321	福島県いわき市常磐湯本町上浅貝5-1	0246-43-7791 同上
17	福島県勤労身体障がい者体育館	961-8061	福島県西白河郡西郷村大字真船宇芝原29-3	0248-25-3100 0248-25-4659
18	水戸サン・アビリティーズ	310-0913	茨城県水戸市見川町2563-705	029-241-3232 同上
19	鳩ヶ丘スポーツセンター	317-0065	茨城県日立市助川町5-11-3	0294-24-2845 -
20	宇都宮市サン・アビリティーズ	321-0112	栃木県宇都宮市屋敷町251-1	028-656-1458 同上
21	若草アリーナ	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6	028-624-2761 同上
22	足利市民プラザ身体障害者スポーツセンター	326-0823	栃木県足利市朝倉町264	0284-72-8511 0284-72-7278
23	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	379-2214	群馬県伊勢崎市下触町238-3	0270-62-9000 0270-62-8867
24	高崎身体障害者体育センター	370-0035	群馬県高崎市柴崎町1746	027-346-8109 -
25	前橋サン・アビリティーズ	371-0816	群馬県前橋市上佐烏町539-2	027-265-4125 同上
26	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール	377-0006	群馬県渋川市行幸田3011	0279-25-3033 0279-25-3034
27	埼玉県障害者交流センター	330-8522	埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222 048-834-3333
28	所沢サン・アビリティーズ	359-0025	埼玉県所沢市大宇上安松1286-7	04-2995-1301 -
29	千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター (サン・アビリティーズ千葉)	263-0016	千葉県千葉市稲毛区天台6-5-1	043-253-6111 043-253-9389

番号	名 称	郵便番号	住 所	TEL FAX
30	千葉市療育センターふれあいの家	261-0003	千葉市美浜区高浜4-8-3	043-279-1141 043-277-0220
31	東京都多摩障害者スポーツセンター	186-0003	東京都国立市富士見台2-1-1	042-573-3811 042-574-8579
32	東京都障害者総合スポーツセンター	114-0033	東京都北区十条台1-2-2	03-3907-5631 03-3907-5613
33	全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)	162-0052	東京都新宿区戸山1-22-1	03-3204-3611 03-3232-3621
34	障害者スポーツ文化センター (横浜ラポール)	222-0035	神奈川県横浜市港北区烏山町1752	045-475-2052 045-475-2053
35	藤沢市太陽の心身障害者福祉センター	251-0037	神奈川県藤沢市鶴沼海岸6-6-12	0466-33-1411 -
36	サン・アビリティーズ相模原 (けやき体育館)	252-0236	神奈川県相模原市中央区富士見6-6-23	042-753-9030 042-769-1200
37	新潟県障害者交流センター (新潟ふれ愛プラザ)	950-0121	新潟県新潟市江南区亀田向陽1-9-1	025-381-8110 -
38	上越市勤労身体障害者体育館	943-0805	新潟県上越市木田1-17-33	025-525-4144 -
39	富山勤労身体障害者体育センター	939-3521	富山県富山市水橋島等298-2	076-478-4951 同上
40	サン・アビリティーズ滑川	936-0023	富山県滑川市柳原1537-2	076-475-3342 076-475-9121
41	小松サン・アビリティーズ	923-0302	石川県小松市符津町念仏ヶ2番地7	0761-44-4411 同上
42	福井県社会福祉センター	910-8516	福井県福井市光陽2-3-22	0776-24-0294 0776-24-8941
43	あけぼの医療福祉センター	407-0046	山梨県韭崎市旭町上条南割3251-1	0551-22-6111 0551-22-7890
44	長野県障害者福祉センター (サンアップル)	381-0008	長野県長野市下駒沢586	026-295-3442 026-295-3511
45	サンスポート駒ヶ根	399-4117	長野県駒ヶ根市赤穂1694長野看護大学内	0265-82-2901 同上
46	勤労身体障害者等市民プール	503-0804	岐阜県大垣市中ノ江3-1-3	0584-74-5539 -
47	岐阜県福祉友愛プール	500-8368	岐阜県岐阜市宇佐4-2-2	058-214-2138 -
48	静岡県身体障害者福祉センター	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-70	054-254-5221 054-254-5210
49	2014年02月 廃止 浜松市天竜障害者体育館	431-3423	静岡県浜松市天竜区渡ヶ島20-16	-
50	名古屋市障害者スポーツセンター	465-0055	愛知県名古屋市中東区勢子坊2-1501	052-703-6633 052-704-8370
51	名古屋市総合リハビリテーションセンター (福祉スポーツセンター)	467-8622	愛知県名古屋市長区瑞穂区弧富町宇密柑山1-2	052-835-3881 052-835-4094
52	愛知勤労身体障害者体育館	495-0001	愛知県稲沢市祖父江町祖父江寺西14-5	0587-97-6630 0587-97-1010
53	サン・アビリティーズ豊田	471-0062	愛知県豊田市西山町5-2-6	0565-33-5631 0565-33-0114
54	春日井市福祉文化体育館 (サン・アビリティーズ春日井)	486-0857	愛知県春日井市浅山町1-2-61	0568-84-2611 0568-84-3005
55	豊橋市障害者福祉会館	440-0812	愛知県豊橋市東新町15	0532-53-3153 0532-53-3200
56	三重県身体障害者総合福祉センター	514-0113	三重県津市—身田大古曾670-2	059-231-0155 059-231-0356
57	四日市市障害者体育センター	510-0943	三重県四日市市西日野町4070-1	059-322-1784 -
58	滋賀県立障害者福祉センター	525-0072	滋賀県草津市笠山8-5-130	077-564-7327 077-564-7641

番号	名 称	郵便番号	住 所	TEL FAX
59	信楽体育館	529-1851	滋賀県甲賀市信楽町長野1310	0748-82-0934 -
60	京都市障害者教養文化体育会館	601-8155	京都府京都市南区上嚙羽塔の森上河原37-4	075-682-7140 同上
61	京都市障害者スポーツセンター	606-8106	京都府京都市左京区高野玉岡町5	075-702-3370 075-702-3372
62	サン・アビリティーズ城陽	610-0113	京都府城陽市中芦原	0774-53-6644 同上
63	大阪府立稲スポーツセンター	562-0015	大阪府箕面市稲6-15-26	072-728-4822 072-728-4876
64	大阪市長居障がい者スポーツセンター	546-0034	大阪府大阪市東住吉区長居公園1-32	06-6697-8681 06-6697-8613
65	大阪市舞洲障害者スポーツセンター (アミティ舞洲)	554-0041	大阪府大阪市此花区北港白津2-1-46	06-6465-8200 06-6465-8207
66	大阪府立障がい者交流促進センター (ファインプラザ大阪)	590-0137	大阪府堺市南区城山台5-1-2	072-296-6311 072-296-6313
67	堺市立健康福祉プラザ	590-0808	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1	072-275-5029 072-243-4545
68	岸和田サン・アビリティーズ	596-0042	大阪府岸和田市加守町4-6-18	072-444-8081 072-444-8083
69	兵庫県立障害者スポーツ交流館 (総合リハビリテーションセンター内)	651-2181	兵庫県神戸市西区曙町1070	078-927-2727 078-927-8022
70	こうべ市民福祉交流センター (神戸市立市民福祉スポーツセンター)	651-0086	兵庫県神戸市中央区磯上通3-1-32	078-271-5332 078-271-5373
71	しあわせの村	651-1102	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1	078-743-8000 078-743-8180
72	西宮市総合福祉センター	662-0913	兵庫県西宮市染殿町8-17	0798-33-5501 0798-35-1132
73	サン・アビリティーズにしのみや	662-0912	兵庫県西宮市松原町2-41	0798-33-3878 -
74	神戸市立心身障害福祉センター	652-0802	兵庫県神戸市兵庫区水木通2-1-10	078-577-6505 078-577-6211
75	神戸市立王子スポーツセンター	657-0805	兵庫県神戸市灘区青谷町1-1	078-802-0223 078-861-5628
76	奈良県心身障害者福祉センター	636-0344	奈良県磯城郡田原本町宮森34-4	0744-33-3393 0744-33-1199
77	奈良市総合福祉センター	631-0801	奈良県奈良市左京5-3-1	0742-71-0770 0742-71-0773
78	天理市障害者ふれあいセンター	632-0052	奈良県天理市柳本町719	0743-67-2188 0743-66-3611
79	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山県和歌山市毛見1437-218	073-445-5311 073-446-0036
80	鳥取県立障害者体育センター	680-0947	鳥取県鳥取市湖山町西3-129	0857-32-5011 0857-28-5161
81	米子サン・アビリティーズ	683-0003	鳥取県米子市皆生3-16-20	0859-23-0699 同上
82	島根県立はつらつ体育館	690-0015	島根県松江市上乃木7-1-27	0852-21-3253 同上
83	サン・アビリティーズいずも	693-0001	島根県出雲市今市町北本町3-1-20	0853-24-2040 0853-25-0829
84	岡山市障害者体育センター	700-0843	岡山県岡山市北区二日市町56	086-223-5480 086-223-6728
85	広島市心身障害者福祉センター	732-0052	広島県広島市東区光町2-1-5	082-261-2333 082-261-7789
86	広島県立障害者リハビリテーションセンター (スポーツ交流センター:おろづる)	739-0036	広島県東広島市西条町田口295-3	082-425-6800 082-425-6789
87	福山市障害者体育センター	721-0964	広島県福山市港町1-11-10	084-931-1833 同上

番号	名 称	郵便番号	住 所	TEL FAX
88	下関市障害者スポーツセンター (山口勤労身体障害者体育施設)	751-0823	山口県下関市貴船町3-4-1	083-232-1846 同上
89	サン・アビリティーズ光	743-0075	山口県光市室積沖田6-1	0833-79-2025 -
90	山口県身体障害者福祉センター	753-0092	山口県山口市八幡馬場36-1	083-925-2345 083-925-2347
91	徳島県立障害者交流プラザ	770-0005	徳島県徳島市南矢三町2-1-59	088-631-1000 088-631-1300
92	かがわ総合リハビリテーションセンター	761-8057	香川県高松市田村町1114	087-867-6008 087-865-3915
93	愛媛県身体障害者福祉センター	790-0843	愛媛県松山市道後町2-12-11	089-924-2101 089-923-3717
94	サン・アビリティーズ今治	799-1502	愛媛県今治市喜田村2-1-10	0898-48-3477 0898-47-3629
95	高知県立障害者スポーツセンター (高知勤労身体障害者体育館)	781-0313	高知県高知市春野町内ノ谷1-1	088-841-0021 088-841-0065
96	福岡市立障がい者スポーツセンター	815-0031	福岡市南区清水1丁目17番15号	092-511-1132 092-552-3447
97	クローバープラザ	816-0804	福岡県春日市原町3-1-7	092-584-1212 092-584-1214
98	北九州市障害者スポーツセンター 「アレアス」	802-0803	福岡県北九州市小倉北区三郎丸三丁目4番1号	093-922-0026 093-922-0041
99	サン・アビリティーズいいづか	820-0011	福岡県飯塚市柏の森956-4	0948-29-3087 -
100	サン・アビリティーズおおむた	836-0004	福岡県大牟田市大字手鎌1380-3	0944-51-0876 0944-51-0875
101	サン・アビリティーズ佐賀	840-0851	佐賀県佐賀市天祐1-8-5	0952-24-3809 0952-24-3818
102	長崎市障害福祉センター (もちまちハートセンター)	852-8104	長崎県長崎市茂里町2-41	095-842-2525 095-842-2568
103	諫早市新道福祉交流センター	854-0045	長崎県諫早市新道町999-1	0957-24-1001 -
104	サン・アビリティーズ佐世保	857-0852	長崎県佐世保市干尽町3-100	0956-33-9231 同上
105	熊本県身体障がい者福祉センター (熊本勤労身体障害者体育館)	861-8039	熊本県熊本市長嶺南2-3-2	096-383-6533 096-383-6535
106	希望の里サン・アビリティーズ	869-0524	熊本県宇城市松橋町豊福1786	0964-33-5405 -
107	大分県身体障害者福祉センター	870-0907	大分県大分市大津町2-1-41	097-558-4849 097-558-0316
108	別府市身体障害者福祉センター	874-0835	大分県別府市大字鶴見4310-2	0977-21-9093 -
109	宮崎市身体障害者体育センター	880-0916	宮崎県宮崎市大字恒久字西原5132番地	0985-53-1826 同上
110	サン・アビリティーズ都城	885-0094	宮崎県都城市都原町3369	0986-25-2018 同上
111	鹿児島県立ゆずの里	899-2503	鹿児島県日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-273-4175 099-273-4177
112	サン・アビリティーズ川内	895-0005	鹿児島県薩摩川内市永利町4107-2	0996-22-7938 -
113	鹿児島県障害者自立交流センター (ハートピア鹿児島)	890-0021	鹿児島県鹿児島市小野1-1-1	099-218-4333 099-220-5420
114	サン・アビリティーズうらぞえ	901-2126	沖縄県浦添市宮城4-11-1	098-876-3477 098-877-8450

*平成24年度文部科学省委託事業 「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動
連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動にむ関する調査研究)」

平成 26 年度文部科学省委託事業
「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」
～公共スポーツ施設における障害者の利用促進・安全確保に関する調査研究～
報 告 書

発行 特定非営利活動法人 S T A N D
〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南 1-18-2